

Ⅱ | この10年間のあゆみ



ここでは、平成23(2011)年度から、直近10年間のあゆみをまとめています。

はじめに、大阪における社会福祉の歴史をふまえて、日本福祉大学 永岡正己 名誉教授(本会副会長)に、学識経験者の視点から寄稿いただきました。

大阪市社会福祉協議会の歩み —この10年を振り返って

日本福祉大学名誉教授
社会福祉法人大阪市社会福祉協議会 副会長
永岡 正己



大阪市社会福祉協議会のこの10年の歩みは、地域社会の生活問題がそれまでにもまして顕在化し、地域福祉政策と実践が展開する中で、大きな変化の過程にありました。そして、この10年は2011年3月の東日本大震災に始まり2020年からの新型コロナウイルス感染拡大の状況に至る、日常とは異なる災害やパンデミックを経験した期間でもありました。

この間の動きを見ると、一つには、家族・地域社会・生活構造の変化があり、少子高齢化と介護をめぐる動向、認知症ケア、虐待や引きこもり、自死の問題、複合化する生活困難など、これまでの対応では解決できない課題が広がりました。またその背景として、新自由主義の下で自己責任や競争原理の強まり、景気後退と雇用情勢の変化、非正規雇用の広がりとその波及があり、貧困と格差が急速に広がったこともありました。

二つには、そのような状況に対して、介護予防や各分野にわたる自立生活支援の取り組みが始まり、地域包括ケアが進められ、地域共生社会の実現が目指されてきました。またこの間、大阪府・市政改革が進められ、地域組織や社協の運営にも大きな変化が見られました。

三つ目には、世界の潮流に呼応しつつ、障害者基本法などの実現、外国籍の人々、LGBTQの人々、ハンセン病患者家族の権利回復など、誰もが差別なく人権を守られ、尊厳、多様性が大切にされる社会が求められてきました。また、こども食堂、居場所づくり、生存権を守る活動も新たな展開を見せました。

そして四つ目には、新型コロナウイルス感染継続の事態の中で、医療・介護・教育・福祉等の連携や、地域での見守り、支え合いの大切さが改めて実感されます。住民・当事者の立場に立った情報伝達と活用支援、「つながる方法」の工夫がされていますが、どのように地域の絆を回復するか、病、孤立、痛み、不安を抱える人たちに支援を届けるか、生活の総合的課題が浮き彫りになっています。

ひるがえって、大阪市社会福祉協議会の原点を考えると、大阪市社協は、1951年3月に、社会福祉事業法にもとづき、全区社協設立を経て設立されました。その前史には、焦土の中から市民の生活援護に取

り組んだ大阪市市民援護会(1946年)の活動、萩之茶屋福祉会や大淀区社協の主体的組織化の動きなどがあり、さらに辿ると、公私にわたる先駆的な活動や組織が受け継がれてきた豊かな歩みを見ることができます。

市社協は「大阪市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ること」(定款)を目的としますが、設立時にも「大阪市における…社会福祉の増進を図ること」が掲げられていました。この目的は一貫して目指されてきたものであり、各区社協活動、自治組織、各施設・団体をつなぎ、福祉教育の推進、ボランティア・市民活動の組織等、住民・当事者が必要とする事業展開を追求してきました。

その70年の歩みには、本誌に記されているように、住民・地域関係者が参加した「大阪市社会福祉地図」作成、保健福祉地区活動、住民主体にもとづく小地域社協活動、食事サービスや福祉のまちづくり、ボランティアビューロー開設、そして現在に至る各時代の努力があります。いま、委託事業をはじめ制度にもとづく事業が多くなっていますが、そうした事業を地域の視点から、さらに主体的に展開するとともに、住民・当事者のニーズを発見し、事業・活動を共に生み出してゆく創造性や、住民・当事者の声を代弁するアクション機能を高め、そして人間の尊厳と福祉の価値を確かなものとするのが大切なことと思われます。社会福祉のより良い豊かな仕組みを地域の中からどう発展させるか、そして社協らしさ、市社協らしさをどう発揮するか。これまでの歩みを振り返り、今日の苦難の中から、これからの福祉を創造したいと願うものです。

次ページからは、テーマごとにこの10年間のあゆみをふりかえります。



この10年間の あゆみ (概要)

1 東日本大震災と市政改革の影響を受けて

平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、地震被害のみならず津波や原子力発電所の災害も加わり、甚大な被害をもたらしました。国において復興庁が設置され、行政が被災地復興に向けて取り組むなか、本会においても発災直後から被災地へ職員を派遣したほか、区社協と連携し、時間の経過とともに変化するニーズをふまえ、定期的な避難者交流会や里帰りボランティアバスを運行するなど、大阪市内に住む被災者への支援に継続的に取り組みました。

一方、少子高齢化の急激な進行に伴い、本格的な人口減少社会の到来や全世界的な景気の後退など、これまで以上に厳しい経済雇用情勢が長引くなか、大阪市においては、大都市制度を見据えた市政改革がスタートし、大阪市の施策・事業については「ニア・イズ・ベター（補完性・近接性の原理）」の原則により、聖域なきゼロベースでの見直しがこれまでにないスピードで推し進められました。本会に対しても、これまでの「交付金」が事業補助と運営補助に整理され、運営補助は原則廃止となり、平成24年度予算では大幅に削減され、委託事業についても、競争原理がはたらくよう原則公募となりました。

大阪市では新しい住民自治の実現に向けた「市政改革プラン」の基本原則のもと、市全体での画一的な手法ではなく、各区が地域の実情に応じて主体的に取り組むため、めざすべき方向性を示す

「大阪市地域福祉推進指針」が平成24年12月に策定され、指針に沿って区地域福祉計画（地域福祉ビジョンなど）の策定が進められることとなりました。

本会においても、地域福祉を取り巻く状況や活動基盤に大きな変化を迎えるなかで、改めて地域福祉を推進・支援するうえで拠り所となる「地域福祉活動をすすめるための大切な視点」を平成25年3月に策定し、普遍的に大切にすべきポイントを示しました。

2 新たな基盤と再構築

このような状況のなかで地域に目を向けると、大きな公共を担う活力ある地域社会づくりをめざし、地域を単位としてさまざまな活動主体が幅広く参画し、開かれた組織運営と会計の透明性を確保しながら地域課題に取り組む自律的な地域運営の仕組みである地域活動協議会の形成が進められました。本会は市内5ブロック中、2ブロックにおいて該当区社協と、りそな総合研究所株式会社による共同体で、地域活動協議会の形成・運営支援業務を受託、実施しました。また、これまで大阪市において、地域ネットワーク委員会の事務局として地域の会館を拠点に配置されていた「保健・医療・福祉ネットワーク推進員」は平成24年度



新たな地域コミュニティ支援事業の報告会
(平成26年3月)

末で廃止となりましたが、住民に身近な地域で、住民と専門職をつなぐキーパーソンとして果たす役割は大きいことから、廃止以降、地域福祉コーディネーターを配置するなど、区ごとに独自の再構築の取組みが進められました。

本会では、行政と連携のもとに地域福祉の推進を図るため、平成26年3月に新たに大阪市と「地域福祉活動の支援にかかる連携協定」を、各区社協においても各区役所との連携協定を締結し、以降、協定に基づき地域福祉活動支援事業（交付金事業）を実施することとなりました。このように状況が大きく変化するなか、本会においては自律的な組織運営体制の構築をめざし、より一層効果的・効率的な事業運営に努めるため、平成26年9月に平成30年度までを計画期間とする「中期経営計画」を策定し、地域福祉を取り巻く状況に対応しながら、自律した法人運営のもと、地域住民から信頼される社協をめざし、取組みを進めることとしました。

一方、これまで市・区社協においては、ボランティア活動の推進に取り組んできましたが、ボランティア・市民活動は、福祉分野を中心に、教育・文化、環境保全、災害支援、地域安全、まちづくり、人権擁護、国際協力など多様な分野に広がりを見せていたことから、ボランティア・市民活動の一層の推進、発展強化を図るため、本会では平成25年4月にこれまでの「大阪市ボランティア情報センター」から「大阪市ボランティア・市民活動センター」に名称を変更し、各区のボランティアビューローについても、住民主体のボランティアセンターをめざし、平成24年度から順次センター化を進め、令和2年4月をもって全区に設置されました。

3 複雑化・多様化する福祉課題への対応

国の動きをみていくと、こどもの貧困問題、ワー

キングプア、孤立死、自殺、ひきこもり、ホームレス、虐待、ごみ屋敷問題など、これまでの制度で対応しきれない多様な福祉課題・生活課題が広がるなかで、誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築がますます必要となりました。

また、増大する認知症高齢者を支援するため、平成27年には新オレンジプランが策定され、以後、各区においては、認知症初期集中支援事業が開始され、認知症強化型地域包括支援センターが設置されました。

平成27年4月の「生活困窮者自立支援法」施行に先行して、大阪市において生活に困りごとを抱えた方を包括的・継続的に支援する「生活困窮者自立促進支援モデル事業」が平成25年10月から3区で実施されました。平成27年度からは全区で実施され、23区社協（当時は単独受託13区、共同体受託10区。現在は単独受託14区、共同体受託9区）で受託することとなりました。同じく平成27年4月に、孤立死や認知症高齢者の行方不明などの深刻な課題に対応するため、市内全域で「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」が始まり、24区社協に見守り相談室が設置され、本会においても事業の円滑かつ効果的な推進を支援しました。

また、平成27年4月の介護保険制度の改正によ



地域福祉シンポジウムで居場所づくり事例を共有
(平成29年2月)

り、地域支援事業に生活支援体制整備事業が新たに位置づけられました。大阪市においては平成27年度にモデル事業として「生活支援コーディネーター配置事業」(3区)がスタートし、平成29年度には、「生活支援体制整備事業」として全区で実施することとなりました。事業を受託する各区社協では、介護予防や生活支援、居場所づくりなど、高齢者の社会参加や生きがいづくりを推進しています。

さらに、平成27年10月からは大阪市の一般介護予防事業として、高齢者の生きがいや介護予防につなげることを目的とした「大阪市介護予防ポイント事業」を受託、実施しています。

4 地域共生社会をめざして

国の動きでは、就労形態の多様化や社会経済状況の変化、地域におけるつながりの希薄化やこどもの貧困など、福祉課題が一層複雑化・多様化するなか、これまでの制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超え、地域住民や多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に作っていく「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの仕組みへの転換が求められることとなりました。

また、平成30年4月の社会福祉法の一部改正により、地域福祉計画の策定が努力義務とされ、福祉の各分野の計画の共通事項や横断的な上位計画と位置付けされました。大阪市においても、各区地域福祉計画(地域福祉ビジョン等)は重要としながら、各区共通の課題や市域全体で取り組むべき課題に対応するため、「大阪市地域福祉基本計画」が平成30年3月に策定されました。

本会においても、これまでの取組みを体系的に整理し、地域福祉の推進状況を検証し「地域共生

社会」をめざすべく、地域住民をはじめとする多様な主体や団体が取り組むうえでの視点の再確認とこれからの展開に向けた方向性、地域福祉活動を推進する社協を含む民間団体の役割をまとめた「大阪市地域福祉活動推進計画」を平成30年3月に策定しました。

5 新たな福祉課題への対応

全国的にひとり親世帯の増加や貧困の連鎖、社会的孤立が大きな課題となるなか、平成28年に「大阪市子どもの生活に関する実態調査」が実施され、こどもを取り巻く状況や課題が明らかになりました。本会においても、平成30年度から「地域こども支援ネットワーク事業」を開始し、こども支援団体に関する調査を実施し、こども食堂や学習支援など区社協と連携したこどもの居場所づくりの推進と社会全体でこどもを支える仕組みを構築しています。社会福祉法人や企業、地域住民から活動資金の協賛を得ながら進める枠組みを構築し、児童福祉施設を拠点とした専門相談やこども食堂への支援物資の需給調整など、地域とともにこどもたちを支える社会の実現に向けて社協の強みを活かして事業を展開しています。

また、ひとり親家庭の自立を支援するため、本会では平成28年度から「ひとり親家庭高等職業訓



地域こども支援ネットワーク事業シンポジウム
(平成30年11月)

練促進資金貸付事業」を新たに実施しました。

平成29年4月の改正社会福祉法の施行に伴い、本会においては、内部管理体制の基本方針の策定、会計監査人の設置など法人運営の透明性の向上に取り組むとともに、法改正により責務化された社会福祉法人の地域における公益的な活動をより一層推進するため、市内の社会福祉法人や施設への支援としてガイドブック作成や実践事例の共有などをおこないました。

6 災害及び新型コロナウイルス感染症の拡大と生活への影響

平成28年4月の熊本地震、平成30年6月の大阪府北部地震や7月の西日本豪雨災害、9月の台風21号、令和元年10月の台風19号と毎年のように日本各地で自然災害が発生し、大阪市内でも大きな被害がもたらされました。本会では、職員派遣やボランティアバスの運行など、災害ボランティアセンターの運営支援や被災者支援に取り組みました。

一方、令和2年から3年にかけて、世界中で新型コロナウイルス感染症が拡大し、医療や経済、教育、地域活動など、人々の生活に大きな影響をもたらしました。休業や失業などにより経済的な困窮世帯が増大したことを受け、生活福祉資金の新型コロナウイルス感染症特例貸付（緊急小口資金・総合支援資金）の貸付などの対応に市・区社協が一体となって取り組みました。

また、地域活動の継続が困難になるなか、民生委員児童委員協議会などの協力を得て、「外出自粛高齢者・障がい者等見守り支援事業」を実施し、コロナ禍における不安や困りごとの実態を把握しながら安否確認や見守り活動をおこないました。さらに、コロナ禍での活動の継続や再開、代替策などを検討する際の視点をまとめた「コロナの中でもつながる方法」を作成し、支援を進めてき

ました。新たな生活様式をふまえた事業展開が求められ、急速にICTの活用が進み、市・区社協においてもオンライン会議・研修を実施することとなり、地域においても徐々に活用が進みました。

これまでも社会情勢や政策の変化をふまえ、市・区社協は多様な取組みを進めてきましたが新たな課題解決に向け、住民やさまざまな機関や団体との協働により、積極的に取り組み、あゆみを進めていきます。



コロナの中でもつながる方法(令和2年9月)



1 市政改革による地域福祉活動への影響

大阪市では、おおむね小学校区を単位として地域(地区・校下)社会福祉協議会(以下、「地域社協」という。)が組織され、高齢者食事サービス、ふれあい喫茶、子育てサロンなどの住民主体による地域福祉活動が継続して取り組まれてきた歴史があります。

大阪市では平成24年7月に市政改革プランが策定され、おおむね小学校区の圏域で、地域活動協議会(以下、「地活協」という。)が形成されるとともに、各区で特性に応じた施策の展開(区独自事業の立案、全市で実施される事業のカスタマイズなど)が進みました。

また、地域社協と同じく、おおむね小学校区に設置されていた「地域ネットワーク委員会」では、地域会館などを拠点として「保健・医療・福祉ネットワーク推進員」が配置され、地域住民と福祉専門職のつなぎ役を担ってきましたが、平成24年度末をもって廃止となり、平成25年度以降は、区施策による再構築に委ねられることとなりました。以後、区の判断により、地域福祉コーディネーターなどが設置されています。

高齢者食事サービスは、市域共通の補助金制度のもとで発展してきましたが、市政改革プランにより見直すこと(区ごとに再構築)となり、現在は各区から地活協への補助などにより活動が実施されています。本会で実施していた大阪市高齢者食事サービス連絡協議会、ボランティア研修会、

実施状況を取りまとめた報告書の作成などは平成24年度で終了しました。最後の研修会には778人が参加し、「大阪における食事サービス活動の意義と役割」をテーマに、制度が変わるなかでも食を通じたつながり・見守り活動を継続していくことの大切さを確認しました。



平成24年度 高齢者食事サービスボランティア研修

2 「新たな地域コミュニティ支援事業」の推進

市政改革プランの方向性に沿って、大阪市委託事業「新たな地域コミュニティ支援事業」として、地活協の形成・運営支援を担う中間支援組織の業務委託(平成24年10月～26年3月)が市内5ブロック単位(4～6区ごと)で公募されました。

市・区社協では、各ブロック単位でそれぞれ共同体を結成して応募し、うち2ブロック(第1ブロック:北区、都島区、福島区、淀川区、東淀川区／第5ブロック:阿倍野区、住之江区、住吉区、東住吉区※、平野区、西成区)で、本会(代表団体)、該当区社協、りそな総合研究所株式会社による共同体が受託しました。(※東住吉区のみ受託期間は平成24年10～11月)

地活協は、おおむね小学校区で、地域団体・NPO・企業などさまざまな活動主体が幅広く参画することをめざし、地域課題への対応や地域の活性化に取り組む自律的な地域運営の仕組みです。それまで地域社協をはじめ各種団体ごとに交付さ

れていた補助金は、いわゆる「一括補助金」として、地活協への補助におおむね一本化されました。

地活協の形成は、平成24年度後半の半年間という極めて短期間で進めることが求められ、地域社協をはじめとする各種地域団体との関係性や、部会体制などについても十分に整理できないなかで、多くの地域が地活協の運営を開始することとなりました。

事業実施にあたっては、本会とりそな総合研究所株式会社がスーパーバイザーを担い、該当区社協が区役所内に「まちづくりセンター支部」を設置し、アドバイザー及び地域まちづくり支援員を配置しながら、「地域編集」という手法を用いて、地域課題＝「やるべきこと」と、住民や地域団体、企業やNPO、学校や社会福祉施設などが持つ「強み(資源)」を、対話を通じて整理・分類し、組み合わせることで「協働」による地域課題解決を図りました。多様な主体へのヒアリングの実施、地域団体・企業・NPOなどの交流会の開催、地域と多様な団体との協働の支援を積極的に展開し、この蓄積が後の地域福祉活動の推進にもつながっています(※)。

平成26年度から、まちづくりセンターは区ごとの委託事業(あるいは直営)となり、大半の区で他事業者が担っています。

※詳細は、大阪市社会福祉研究(第37号)掲載「協働による地域課題解決を喚起する実践からの考察 ～社会福祉協議会による今後のコミュニティワーク展開の可能性～」参照

3 区社協・地域福祉活動の変遷とその取り組みへの支援

市政改革により地域福祉活動を推進する市・区社協、地域社協の役割についても、見直しが迫られることとなりました。

平成24～25年度時点では、地活協と地域社協の関係性、社協としての地活協への支援、地域福祉

コーディネーターなどの配置に係る区独自事業の実施状況などが課題となりました。こうしたなかで、本会では各区社協への調査や、情報交換会などを重ねながら、「地活協運営のなかでも地域社協を存続させていく必要がある」というメッセージを含めて、平成25年9月に「大阪市におけるこれからの地域社会福祉協議会の展開～地域活動協議会との重層的活動にむけて～」と題した報告書を作成しました。

平成25年度末に、本会と大阪市、各区社協と各区役所は「地域福祉活動の支援にかかる連携協定」を締結し、平成26年度以降、協議の場を持ちながら、ともに取り組みを進めていくと同時に、市・区社協が社会福祉法に基づく地域福祉推進の役割を果たすため、「地域福祉活動支援事業」(交付金)が位置づけられました。同じく平成26年度から、本会では、区担当制を導入し、24区社協の事業推進について支援・調整しています。

平成27年度からは、「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」、平成29年度からは、「生活支援体制整備事業」(モデル事業は平成27年度から公募事業として実施)について、いずれも特名随意契約による委託事業として全区社協が受託することとなりました。このように順次24区社協が共通して担う事業とともに、あわせて公募などにより実施する事業や区の特性に応じた取り組みが追加され、区ごとの事業実施体制が構築されています。

こうした事業を通じて、これまでの継続されてきた活動とともに、こども食堂や学習支援などのこどもの居場所づくり、要援護者名簿を活用した地域における見守り活動の推進、さまざまな形で介護予防・生活支援の取り組みなど、多様な実施主体・活動形態による地域福祉活動が広がりを見せています。

4 職員研修、シンポジウムなどの開催

本会では、さまざまな区社協職員研修を開催していますが、中でもコミュニティワークに関する研修はこの10年間で段階的に発展させてきました。平成23年度の「福祉活動専門員研修」では、事例シートを用いて、区社協による地域への支援方針を提案する連続研修を実施し、平成24年度には事例のふりかえり様式を取り入れました。その後も研修を通じた事例作成、様式の精査を重ね、平成29年度から地域福祉活動支援事業の評価様式の一部（地域支援計画様式、地域支援ふりかえり様式）として位置付けられました。平成29年度から令和元年度にかけては、支援事例を少数区で検討する「中間報告・相談会」を開催したほか、令和元年度にはこれまでの蓄積の集

大成として職員向けテキスト「地域支援の参考書Ver.1.0」を作成しました。令和2年度には同参考書を研修教材として活用するとともに、Ver.2.0に更新するなど、研修開催にとどまらない取組みにつなげています。

また本会では、広く市民・関係者に、地域福祉推進の方向性や実践事例を発信する場を継続して開催しています。平成25年度は「生活困窮・社会的孤立を考えるシンポジウム」、平成26年度は「生活支援サービスを考えるシンポジウム」として、制度動向や先進事例をタイムリーに共有しました。平成27年度からは、制度・施策の変化のなかでも変わることがない、地域福祉活動の意義と可能性を共有するために、「地域福祉シンポジウム」を開催しています。

地域福祉シンポジウム テーマ一覧

開催年度	テーマ
平成27年度	地域で創る つながり・ひろがり・ささえあい
平成28年度	おたがいさまでつながる 地域の居場所
平成29年度	身近な地域で 気づく・つなぐ・話し合う
平成30年度	第1部：防災は自助・互助・協働のまちづくり 第2部：地域福祉の担い手を広げる
令和元年度	小地域福祉活動の推進と今後の展開

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響に伴い中止



平成29年度 区社協職員研修 コミュニティワーク基礎編



令和元年度 地域福祉シンポジウム

5 大阪市地域福祉活動推進委員会を通じた取り組み

本会では、地域福祉活動を推進するために、平成16年3月に「大阪市地域福祉活動計画」、平成21年3月に「第2期・大阪市地域福祉活動計画」を策定しました。平成16年4月以降、区社協や社会福祉施設、社会福祉活動の実践者、学識経験者などの委員で構成する「大阪市地域福祉活動推進委員会」（以下、「推進委員会」という。）を設置し、計画を推進しています。

これらの計画は大阪市地域福祉計画（行政計画）と車の両輪として連携するもので、各区においては、区社協と区役所が合同事務局となり、住民の参画と協働による「地域福祉アクションプラン」が策定され、平成18年度から推進されました。

推進委員会では、「参画型評価」の仕組みを導入し、各区での「ふりかえり会議」を提案、全市の傾向を分析・共有するなど、その推進を支援してきました。

平成24年度からは市政改革により地域福祉活動の基盤が大きく変化し、改めて地域福祉活動の意義を明確にすることが必要となり、平成25年3月に「地域福祉活動をすすめるための大切な視点」を策定しました。これは、あらゆる地域福祉活動を推進・支援するうえで拠り所となる、普遍的に大切にすべき6つのポイントをまとめたもので



地域福祉活動をすすめるための大切な視点

す。当時、区ごとの施策が非常に重視されていたため、市域での活動計画は策定しませんでした。活動の大切さを確認し続けるための「視点」という形で発信しました。

その後、推進委員会では「地域福祉活動推進支援プログラム」として、支援を希望する区社協の方針検討を継続的に支援したほか、平成27年3月には、区ごとの地域福祉計画・ビジョンなどの策定が進む状況を踏まえ、「区における地域福祉のしくみづくりを推進するために」を策定しました。

このような経過のなかで、「地域福祉アクションプラン」は、区の新たな計画・ビジョンへの継承、発展的解消に伴う部会のグループ化や他の会議体との統合、あるいは引き続き活動推進されるなど、区ごとに形が変わりましたが、一連の取り組みを通して、それまで地域福祉に関わりの少なかった人が新たに活動に参画する、地域団体や社会福祉施設、NPOなどが新たに協働関係を構築するなど、地域の福祉力を高める契機となりました。

6 新たな「地域福祉活動推進計画」へ

平成28年度から推進委員会の役割を整理し、新たに企業・教育関係者などを委員に迎え、より幅広い見地から協議する委員会に再編しました。そして、実際の活動を具体的に推し進めるツールが必要であると話し合い、「参画と協働のための地域福祉ガイドブック」を作成しました（平成29年度から令和2年度まで計6テーマを作成）。同時に、大阪市が新たに地域福祉基本計画を策定する動きと合わせて、平成30年3月に「大阪市地域福祉活動推進計画」を策定しました。「地域福祉活動をすすめるための大切な視点」にまとめた基本理念・視点を継承しながら、①地域福祉を担う人を広げる（担い手）②人が集い・つながる場を広げる（居場所）③地域で見守り・気にかけて合う関係を広げる（見守り）という3つの重点目標を設定し、「市社協が中心となり進める事項」として、12の事業を掲げました。



第1期 大阪市地域福祉活動推進計画

※詳細は、本会ホームページ掲載の「大阪市地域福祉活動推進計画の評価の手引き」「第1期 大阪市地域福祉活動推進計画に係る 評価のまとめ(平成30年度～令和2年度)」参照

この計画は、区・地域などで展開される地域福祉活動を、市域から推し進める性格であることから、“活動計画”ではなく、“活動推進計画”という名称とし、これを第1期計画として、令和3年3月には「第2期 大阪市地域福祉活動推進計画」を策定しました。検討にあたっては、区社協事業との連動性を強めるため、区社協職員を中心とした策定

計画期間の3年間(平成30年度～令和2年度)を通して、独自の様式を使って、12項目ごとの評価指標を設定し、評価会議により評価・検証し、取組みを推進しました(※)。

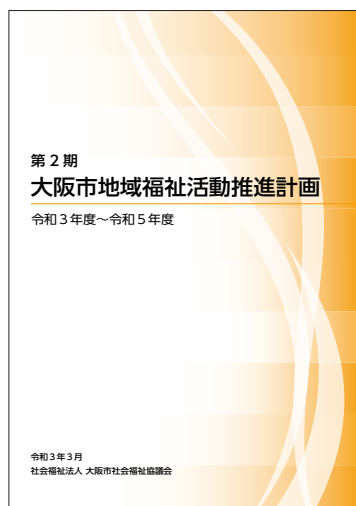
会議を設置しました。新型コロナウイルス感染症の影響もふまえ、地域福祉活動の3つの基本目標(①場づくり・つながりづくりを絶やさない②見守りと生活支援・相談支援に取り組む③参画と協働による地域づくりを拡げる)のもと、24区社協共通の実践項目、その後方支援を図るために、本会の実施項目を設定しました。

第2期計画では、第1期計画で市社協項目を中心に実施した「評価の仕組み」を発展させ、区社協ごとの実践について「推進方針の設定→実施→ふりかえり→反映」という推進サイクルを構築

することをめざしています。

今後、計画に掲げる基本目標の実現に向け、市・区社協がより計画的に実践できるよう、社協総体で強化を図ります。

Z



第2期 大阪市地域福祉活動推進計画



大阪市地域福祉活動推進委員会(令和2年度)

参画と協働のための地域福祉ガイドブック一覧

発行年月	テーマ
平成30年 3 月	①身近な地域で気づく・つなぐ・話し合う
	②わかもの×地域 -10～20代が地域に触れる・活動に参画するためのコーディネート-
	③社会福祉法人の地域における公益的な活動 -参画と協働の方策-
平成31年 3 月	④見守り活動のちょこっとお助けブック
令和 2 年 3 月	⑤企業・商店×地域 -つながる・ひろがる地域貢献活動-
令和 3 年 3 月	⑥コロナでどうする?居場所・サロン活動



計画・ガイドブックはこちらから
URL https://www.osaka-sishakyo.jp/suisin_keikaku/



1 ボランティア・市民活動センター化

平成22年度、本会が運営する大阪市ボランティア情報センターでは、「ボランティアビューロー・ボランティア情報センターの発展・強化に関する計画」としてビューローのセンター化の方針をまとめ、大阪市全体で住民主体のボランティアセンターをめざす取組みを進めました。

平成25年度に、市民がこれまで以上に気軽に利用でき、親しまれるセンターとして、市域のボランティア・市民活動を推進するため、「大阪市ボランティア情報センター」から「大阪市ボランティア・市民活動センター」に名称変更し、新たな一歩を踏み出しました。同時に各区ボランティアビューローもセンター化を進め、平成24年度の東成区と住吉区のセンター開所を皮切りに、平成25年度に4区、平成26年度に8区、平成27年度に1区、平成28年度に5区、平成29年度から令和元年度には毎年1区、そして令和2年4月の住之江区をもって、全区にボランティア・市民活動センターが設置されました。

同時に、平成24～26年度の3年間、ボランティア活動振興基金による「ボランティアセンター整備支援事業」助成を実施し、区ボランティアビューローのセンター化を費用面においても支援し、より地域社会に密着した市民参画や地域社会における自治・連帯の輪を広げていくことをめざしました。

平成27年度には、第1回となる市・区ボランティア・市民活動センター運営委員長会を開催

区ボランティア・市民活動センター開所状況一覧

平成24年度	東成区、住吉区
平成25年度	生野区、北区、福島区、都島区
平成26年度	西淀川区、淀川区、港区、東住吉区、此花区、天王寺区、東淀川区、西成区
平成27年度	平野区
平成28年度	旭区、浪速区、西区、大正区、阿倍野区
平成29年度	城東区
平成30年度	中央区
令和元年度	鶴見区
令和2年度	住之江区



大阪市ボランティア・市民活動センター事業開始式
(平成25年4月)

し、それぞれのセンターの活動状況を共有し、情報交換しました。以後、開催を重ね、市と24区のボランティア・市民活動センターが、同じ方向で活動を推進するための場となっています。

昭和62年に大阪市ボランティアセンターが開設されてから、開設30周年を迎えた平成28年度に、記念事業プロジェクトメンバーの協力のもと、城東区のナーシングアート大阪(大阪府看護協会)を会場に、開設30周年記念事業「あんなこんな 誰でもできるでボランティア～情報と連携で社会参加を！～」を開催しました。北は北海道から南は沖縄県まで全国各地から350人が参加し、9つの分野を専門的に討議する分科会でお互いを高め合いました。また、大阪市立工芸高校の協力によりセンターのキャラクター「おくばっくん」が誕生し、センターの顔となって、今も活躍しています。

このような記念事業を経て、今後、すべての市民・住民がボランティア・市民活動にいきいきと参画できるように取組みを進め、情報の収集・



大阪市ボランティア・市民活動センターのキャラクター「おくばっくん」



大阪市ボランティアセンター開設30周年記念事業(平成29年2月)

発信を充実させるとともに、ネットワークや連携を広げ、一人も置き去りにしない地域社会の構築をめざして取組みを進めていきます。

2 ボランティア体験の変遷

平成5年から、大阪市ボランティア情報センターでは、こどもたちを中心に、障がい者や高齢者などとの出会いや体験を通じて、思いやりの心や命の尊さについて考えることを目的に、大阪市、社会福祉施設や教育機関、ボランティア団体などと連携し、ボランティア体験事業を実施してきました。

このようななか、平成24年度には市政改革による事業の見直しに伴い、これまでと同規模の事業実施が厳しくなり、平成24、25年度の2年間は、自主事業として継続しました。その後、ボランティア体験事業の区での展開や、インターネットの普及を踏まえたウェブを活用したボランティア・市民活動の情報発信へのシフトを見据え、平成25年度をもって同体験事業は終了しました。21年間での実績は、受入施設・団体数延べ4,648団体、参加者数は延べ30,785人となっています。

現在、市民が気軽にボランティア・市民活動の情報を検索しやすくなった反面、あふれかえる情報のなかで選択できず、参加の機会を失う人も少なくありません。特に一人では情報を取得して行動を起こすことが難しい低年齢層に向けたアプローチは、福祉教育・ボランティア学習の推進のひとつとして社協が積極的に取り組む必要があります。

今後、地域共生社会の実現に向けて、社協らしいボランティア・市民活動の体験の場を創出・提供する事業を新たな形で取り組んでいきます。

3 市委託事業を通じた多様な取組みの推進

本会ではボランティア・市民活動の推進に向けて、市委託事業を積極的に受託・推進してきました。平成28年度、これまで受託してきた「NPO・ボランティア活動推進支援事業」と「大阪市地域貢献活動マッチングシステム運営事業」が、「大阪市民活動総合支援事業」に統合されました。これは市民、市民活動団体、企業など誰もが公共の担い手として市民活動、社会貢献活動に参画しやすい環境づくりを目的とした事業であり、これまでの事業推進を通じて得た多くの活動団体とのつながりを継続するとともに、ウェブシステムを活用した情報発信を強化しました。

上記とともに推進してきた大阪市民活動総合ポータルサイトの運營業務では、本会と特定非営利活動法人 若者国際支援協会が共同体を形成し、大阪市内のボランティア・市民活動に関する情報発信を進めてきましたが、令和2年度をもって一連の事業受託は終了しました。

事業を通じて活動団体に実施した調査のなかで、支援が必要な団体の存在が明らかになり、また、24区すべてにボランティア・市民活動センターが開所したことを機に、市・区社協一丸となって「社協のボランティアセンター」としての強化により一層注力していくこととしました。

4 大阪市ボランティア活動振興基金の再構築

平成26年度、増大する地域福祉課題に対応し、民間の柔軟な発想を活かして「福祉ボランティア先進都市おおさか」をめざすため、ボランティア活動振興基金を再構築しました。具体的には、原資から市費7億5千万円を市に返還するとともに、作業部会を設置し、「大阪市福祉ボランティア人材育成プラン」に基づき原資を取り崩し助成する

こととし、平成27年度から「これからの福祉ボランティアを活性化する助成事業」を実施しました。

再構築から5年が経過した令和元年度、活動団体に調査し、実態に沿う助成枠の見直しを検討しました。この結果、より効果的な支援となるよう、「福祉ボランティア活動支援事業」に改編しました。また、福祉ボランティア活動のさらなる活性化をめざして、「助成金交付式」を開催し、交付団体同士のつながりづくりを支援しています。

今後は、より地域に根ざした活動を継続するための支援の仕組みを区社協とともに構築していきます。

5 ボランティア・市民活動情報誌「COMVO」発行

ボランティア・市民活動情報誌「COMVO」は、多くの市民により身近にさまざまなボランティア・市民活動に関する情報を届けるため、平



COMVO第200号(2015.10月号)

成6年に創刊して以降、公的財源や広告料、共同募金助成金などを財源として発行してきました。

平成24年度、市政改革により市補助金が凍結され、一時休刊を余儀なくされましたが、以後も発刊を続け、市民ボランティア記者養成講座修了生の参画も得ながら、平成27年度には200号を発行しました(毎号40,000部発行)。

令和2年度、新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言が発出されるなど、多くのボランティア・市民活動が自粛を余儀なくされるなか、コロナ禍でも動きを模索するボランティア・市民活動の状況を、発信し続けてきました。

今後も、ボランティア活動は特別なことではなく、誰もがができる楽しみや学びであると同時に、市民社会の実現の第一歩であることを発信し、ひとりでも多くの市民にボランティア・市民活動の魅力を届けていきます。

6 こどもの居場所づくりの支援

ー地域こども支援ネットワーク事業の推進ー

こどもを取り巻く課題として、政府が平成21年に初めて相対的貧困率を公表したことにより、見えない貧困層の存在が社会的に認知され、こどもの貧困問題が取りあげられるようになりました。

平成28年度、大阪市ボランティア・市民活動センターと大阪ボランティア協会が発起団体となり、こどもの貧困などの課題解決に取り組むNPOとゆるやかなネットワークを形成して、より大きな市民運動につなげることを目的に、第1回「地域児童支援NPO連絡会(仮称)」を開催しました。その後、同連絡会の運営を含めて、新たに本会独自事業として、平成30年度から「地域こども支援ネットワーク事業」を開始しました。

こどもに関する課題を「他人事」ではなく、一人ひとりが「我が事」と捉えていくことをめざし、社



地域こども支援ネットワーク事業
のシンボルマーク

会全体で“こども”を支える仕組みづくりをおこなっています。具体的には、こどもの居場所づくり活動をおこなっている団体間の連携促進や、社会福祉法人(児童福祉施設)の協力を得た物資の需給調整、講座やシンポジウムの開催、活動状況に関する調査、企業の地域貢献活動のコーディネートなどに取り組んでいます。

地域こども支援ネットワーク登録団体は、平成30年度に88団体、令和元年度に130団体、令和2年度には176団体と着実に増加しています(令和3年7月末時点194団体)。今後も、より身近な地域でこどもの居場所が広がるよう、各区社協とも連携しながら支援していきます。

3 地域包括ケアの推進



地域包括ケアシステムの捉え方
(出典:厚生労働省ホームページ)

1 地域包括ケアに関する全国的な動向

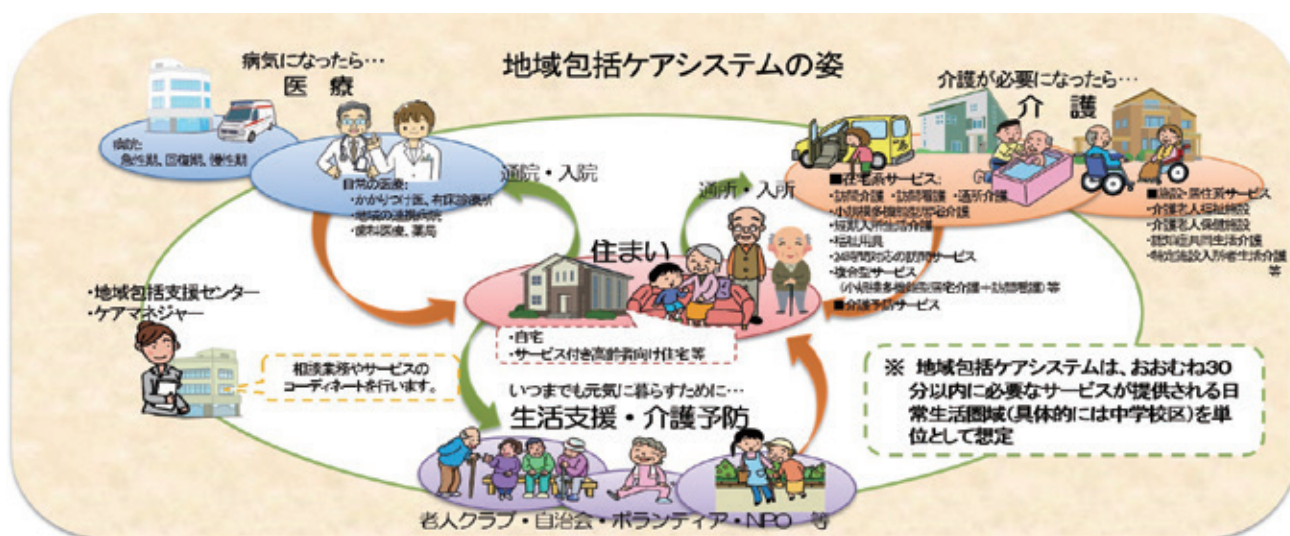
平成18年4月に地域包括ケアの推進に向けた中核的な機関として「地域包括支援センター」が設置されました。「地域包括ケアシステム」とは、「医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制」のことです。

平成27年の介護保険法改正では地域包括ケアシステムの構築に向け、地域包括支援センターに「地域ケア会議の推進」が位置付けられ、認知症施策の推進(認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員など)や、生活支援サービスの体制整備(生活支援コーディネーターの配置、協議体の設置など)、そして、在宅医療と介護の連携推進、さらには「新しい介護予防・日常生活支援総合

事業」が取り入れられ、大阪市においてもその動きと連動して事業の新設・拡充が進みました。

医療や介護の担い手が不足する一方で、医療や介護を必要とする高齢者は増加すると考えられています。高齢者世帯や単身高齢者がさらに増加するなか、できる限り元気で過ごし、高齢者自身も他者を支え、生活支援の担い手にもなることができるような取り組みや、多様化するニーズに合わせたさまざまなサービスの創出が求められています。また、今後ますます認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域における生活を支える取り組みが重要です。

このような動向のなか、本会及び24区社協では、さまざまな側面から「地域包括ケア」に関わる事業を推進しています。



地域包括ケアシステムの姿(出典:厚生労働省ホームページ)

2 地域包括支援センターの運営と機能の広がり

地域包括支援センターが設置された平成18年度当時は、24区社協が区全域を担当する地域包括支援センターを運営し、地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防のための援助など、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進に努めてきました。その後、高齢者人口概ね1万人に1か所の地域包括支援センターが設置されることとなり、平成21年度以降、段階的に増設・分割されました。事業者は公募により選定され、令和3年4月時点で大阪市内66か所のうち25か所(住吉区のみ2か所、他の23区は1か所ずつ)を区社協が受託しています。

一方、認知症高齢者などの急増に対応するため、平成26年度に認知症初期集中支援事業がモデル事業として実施され、平成28年度に全区実施された後、平成29年度に各区1か所の地域包括支援センターが、各区の認知症施策推進の中核となる「認知症強化型地域包括支援センター」に位置付けられました。地域や関係機関と連携して、若年性認知症を含む認知症の人やその疑いがある人への初期集中支援の実施、認知症の啓発活動や講演会、相談会など地域の特性を活かした活動に取り組んでいます(令和3年4月時点で市内24区のうち、10区は区社協が受託／福島区・西区・天王寺区・浪速区・東淀川区・生野区・城東区・鶴見区・阿倍野区・住吉区)。令和2年度からは、認知症の人が安心して生活できるまちづくりをめざし、「オレンジサポーター地域活動促進事業」として、「ち〜むオレンジサポーター」の立上げや活動支援を通じて、認知症の人や家族の身近な生活支援ニーズなどと認知症サポーターをつなげることをめざしています。

なお、本会では平成21年度から、「認知症対策連携強化事業」を受託し、認知症疾患医療センターと地域包括支援センターの連携体制を強化し、認知症の医療と介護が切れ目なく提供できる体制

をめざした事業を推進してきましたが、平成27年度をもって市の委託事業が終了し、その役割は現在、各区の認知症強化型地域包括支援センターに引き継がれています。

以上のように、地域包括支援センターが担う事業はより広くなり、地域の課題に対応した地域包括ケア推進の中核的な存在として、求められる役割は年々大きくなっています。

3 市域における連絡調整と認知症の人や家族介護者を支えるための取組み

本会では「地域包括支援センター連絡調整事業」を受託し、市内すべての地域包括支援センターの連絡調整や機能強化に努めています。

地域包括支援センター管理者会を毎月開催して、事業運営に必要な情報提供や情報共有するとともに、ワーキングを通じた業務別マニュアルの



認知症カフェ「マロンカフェ」(大正区)

作成、階層別研修(基礎・発展・管理者)などを実施しています。

また、認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバン・メイトを計画的に養成することで、認知症サポーターの養成を促進するとともに、実際の活動につなげるためのステップアップ研修を実施しています。

さらに、認知症の人にやさしい取組みをしている企業・団体を「オレンジパートナー企業」として登録し、ホームページで周知するとともに、認知症の人やその家族が気軽に立ち寄ることができる「集う場(認知症カフェ等)」への支援を進めています。

家族介護支援として、大阪市介護家族の会連絡会の事務局や、認知症介護者研修会なども開催しています。

4 各区における「生活支援体制整備事業」の推進

各区社協では、高齢化が進むなか、地域のなかでつながりをもって元気に暮らし続けること、また生きがいをもって活躍することができるよう、さまざまな活動やネットワークを創出・構築する事業として、大阪市から「生活支援体制整備事業」を受託し、推進しています。

平成27年8月に3区社協(港区・鶴見区・住之江区)のモデル事業から始まり、平成28年9月には5区社協(此花区・東成区・生野区・東住吉区・平野区)が追加され、平成29年10月から全24区社協で展開され、高齢者の介護予防・生活支援・居場所づくりのための多様な取組みが推進されています。令和3年度からは、事業が拡充し、第1層生活支援コーディネーター(各区1人)に加えて、第2層生活支援コーディネーター(日常生活圏域:市内66地域包括支援センターの圏域に各1人)が配置される体制となりました。

本会では、生活支援体制整備事業連絡会や研修



大阪市における生活支援コーディネーター実践事例集
(令和元年9月)

会を実施するほか、令和元年度には「大阪市における生活支援コーディネーター実践事例集」の発行を通じて実践事例を可視化・発信するなど、各区社協の事業推進を後方支援しています。

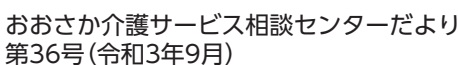
5 「大阪市介護予防ポイント事業」の受託・推進

本会では、平成27年10月から、市内在住の65歳以上の高齢者を対象に、外出機会の増加や社会参加の増進を図り、生きがいづくりや介護予防につなげることを目的に「大阪市介護予防ポイント事業」を受託・実施しています。

この事業は、介護保険施設・保育所などで対象となる活動(話し相手や花壇の手入れなど)をおこなうことでポイントが貯まり、換金できる仕組みです。令和3年7月末時点で、2,991人の活動者が登録しています。

事業の広報誌(ポイントリレー通信)の作成(年4回)や、活動者同士が交流する場づくりとして「活動者交流会」を市内5ブロックごとで実施することにより、活動者のニーズの把握やモチベーション向上に取り組んでいます。

また、地域包括支援センターなどとの連携により、介護保険サービスの質の向上に向けて取り組んでいます。



介護保険の被保険者やサービス利用者、介護サービス提供事業者からの相談などに対して、電話や来所などによる一般相談をおこなうとともに



1 地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業の推進

大阪市では、平成17年度から各区社協で地域生活支援ワーカーを配置する「地域生活支援事業」が推進され、制度・分野にとらわれない総合相談機能、コミュニティソーシャルワーク機能を果たすことをめざし、平成24年度まで実施されました。

その後、平成25～26年度は「コミュニティソーシャルワーク推進(地域生活支援)事業」として公募され、22区社協がブロック単位で共同体を結成して受託しました(西淀川区、東住吉区は区役所直営)。

一方、大阪市内では、社会的孤立の課題が大きくなるなか、孤立死問題や、災害時の避難支援を視野に入れた要援護者情報の共有、認知症の人が行方不明になった場合の早期発見などが大きな課題となっていました。こうした背景に基づき、先に述べた事業のコミュニティソーシャルワーク機能も包含した事業として、平成27年度に「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」が開始され、各区社協が受託しています。

各区社協で見守り相談室を設置し、区の規模に応じて、見守り支援ネットワークを配置し、3つの機能を推進しています。平成27～29年度は、見守り支援ネットワークと調査員による体制で事業を推進し、平成30年度からは、調査員の廃止と同時に見守り支援ネットワークが増員されました。

同事業は24区共通の枠組みのうえで、上乘せ・横出し・関連事業などが区ごとに位置づけられており、区役所と連携しながら、区の特性に合わせた独自性を加味した事業を展開しています。

(1) 機能1「地域の見守り活動への支援」

行政の保有する避難行動要支援者名簿に掲載されている高齢者・障がい者・難病者などを対象に、地域への情報提供について、同意確認ができた人の名簿を、区と協定を締結した地域団体に提供し、日々の見守り活動に活かされるよう支援をしています。

令和2年1月に市内全地域へ地域提供リスト(要援護者名簿)の提供を完了し、名簿を活用した地域での見守り活動の推進、地域の見守り体制の構築などに係る取組みを展開しています。

機能1の実績(令和2年度末時点)

要援護者情報(名簿)掲載者数	81,459人 (本人同意を得て名簿に掲載した要援護者の総数)
見守り相談室から要援護者情報(名簿)を提供した地域数	333地域 (市内の連合振興町会単位での地域数)

(2) 機能2「孤立世帯などへの専門的対応」

ひきこもりやごみ屋敷状態など、制度の狭間の課題や複合的な課題を抱える世帯などに対して、見守り支援ネットワークによる専門的な支援を展開しています。特に、訪問(アウトリーチ)を強化し、支援が必要でありながら自らSOSを出せない世帯などを支援につなげる役割を担っています。

機能2の実績(平成27年度～令和2年度の24区実績累計)

相談対応回数	246,059回
アウトリーチ回数	23,313回
ケース会議(開催及び参画)	3,624回
孤立死を防いだ事例	785人
制度の狭間等の事例	2,318人

(3)機能3「認知症高齢者等の行方不明時の早期発見」

今後ますます認知症高齢者数の増加が見込まれるなか、行方不明の事案発生時の早期発見につなげるため、そのおそれがある認知症の人と協力者(民生委員・児童委員、地域団体、介護保険事業者、交通機関、区によっては企業や商店など)の登録を受け付けています。行方不明の事案発生時に、氏名や身体的特徴などの情報をメールなどにより協力者に配信し、早期発見につなげています。

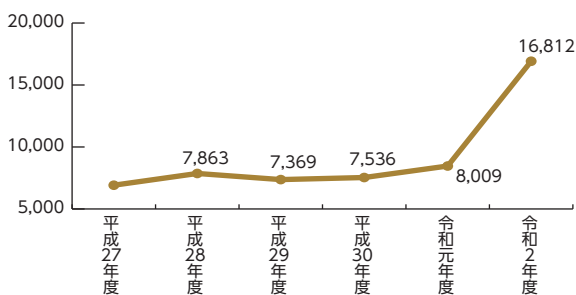
また、地域住民が認知症について正しく理解し、適切にかかわることができるよう、見守り相談室では、関係機関と連携し、地域などでの認知症の人への声かけ訓練や勉強会などを開催しています。

機能3の実績(平成27年度～令和2年度の24区実績累計)

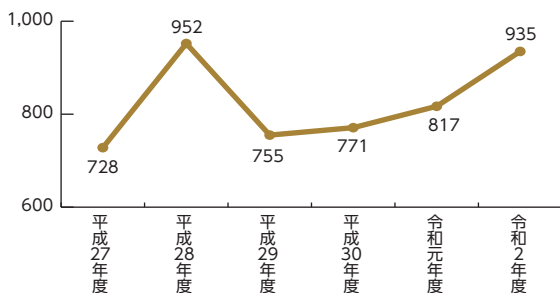
利用登録者数	3,618 人
協力者件数	5,529 件
行方不明メール配信件数	584 件

生活困窮者自立相談支援窓口における支援状況

新規相談件数(本人同意なしを含む)



自立相談支援事業による就労支援の件数



地域とともに暮らしを支える 「見守り相談室」 活動報告集

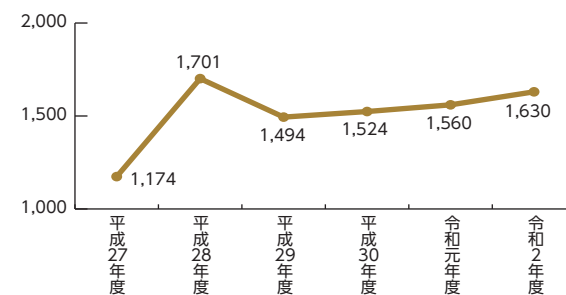
社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会

「見守り相談室」活動報告集(平成28年11月)

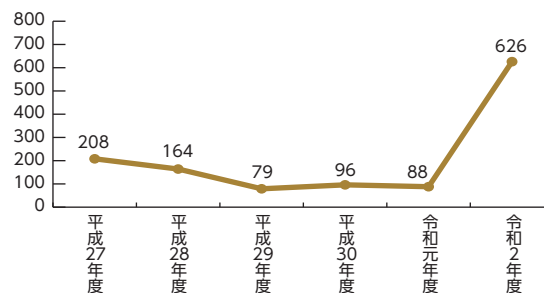
2 生活困窮者自立相談支援事業

全国的に、景気の低迷や、安定した雇用が揺らぎ、経済的な困窮状態に陥る人々が増加するとともに、世帯構造の変化や地域社会におけるつながりの希薄化が進み、社会的孤立の問題が深刻化す

プラン作成件数



住居確保給付金(新型コロナ特例を含む)



るなかで、平成25年12月に生活困窮者自立支援法が成立し、平成27年4月から施行されました。この動きとあわせて、平成26年1月に「生活困窮者自立促進支援モデル事業」が3区(西淀川区、東淀川区、西成区)で始まり、同年10月に6区(浪速区、淀川区、生野区、城東区、住吉区、平野区)が追加されました。平成27年4月からは「生活困窮者自立相談支援事業」として24区で実施されています。令和3年4月時点では、区社協としては23区(単独で14区、他法人との共同体で9区)が事業を受託しています。

同事業の窓口は各区役所内に設置され、生活困窮者などからの相談を受けています。各関係機関との情報共有や支援内容を検討するための支援調整会議を開催し、個々の状況に応じた自立支援計画を作成するなど、本人の自立に向けて支援しています。

相談窓口の体制は、主任相談支援員、相談支援員に加え、令和2年度からアウトリーチ支援員が

配置され、体制の強化が図られました。

相談内容は、就労や職場定着、住居の確保、家計管理、ひきこもりに関する事など、経済的な困窮、社会的な孤立を背景とした困りごとまで、多岐にわたっています。

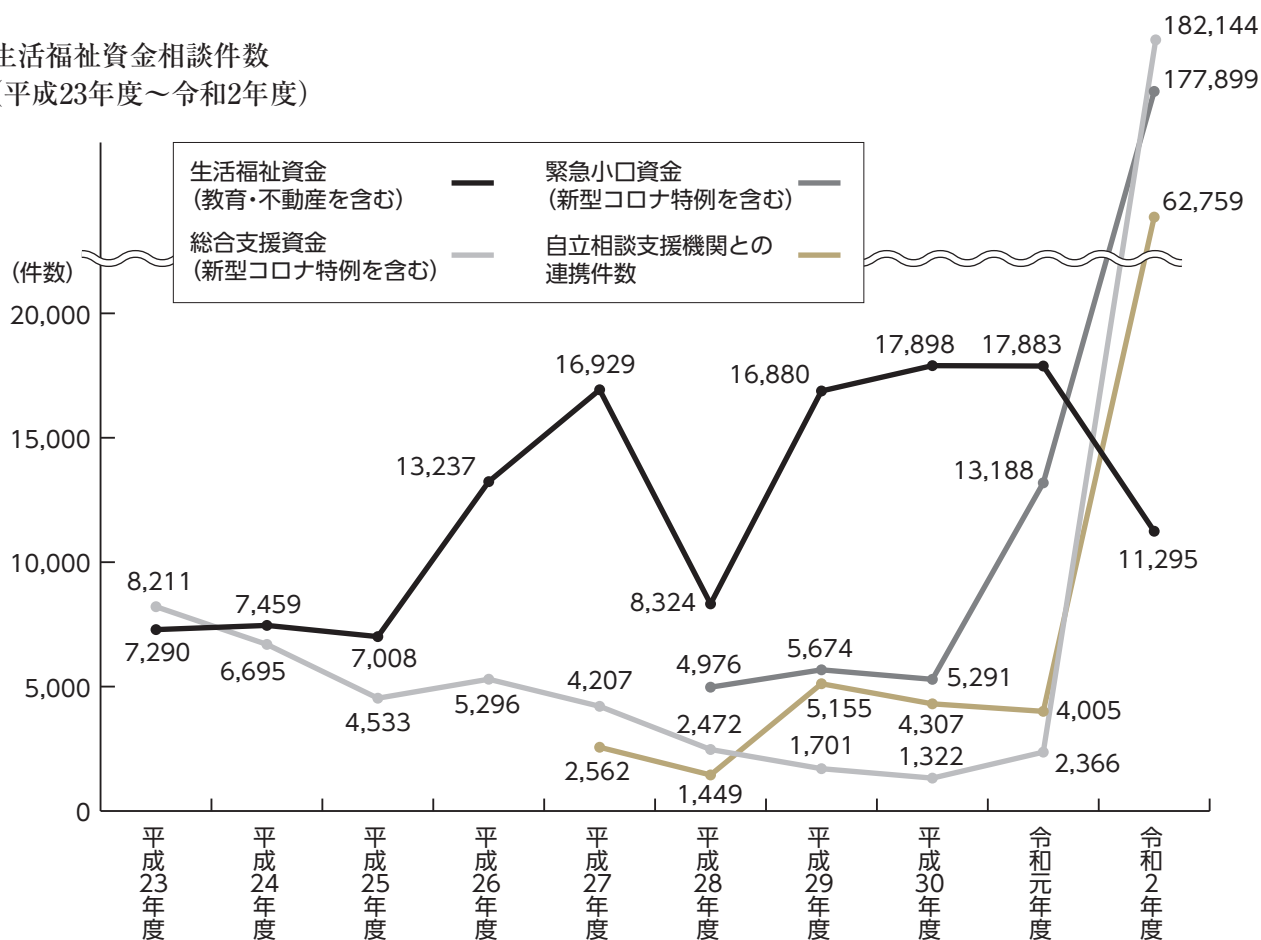
令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活困窮状態に陥る人が増加し、住居確保給付金の申請受付を含め、窓口への相談が急激に増加しました。

大阪市では、令和元年度新規相談件数は8,009件と、以前から全国的にも多くの相談に対応していましたが、令和2年度は約16,812件と2倍以上となりました。

3 生活福祉資金貸付制度を通じた支援

生活福祉資金は、低所得者、障がい者、高齢者の

生活福祉資金相談件数
(平成23年度～令和2年度)



世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援をおこなうことにより、安定した生活を送れるようにすることを目的とした事業です。福祉資金、教育支援資金、総合支援資金、不動産担保型生活資金、緊急小口資金などの貸付制度があります。

これまで同事業は、大阪府社会福祉協議会が大阪市民生委員児童委員協議会に委託していましたが、平成26年度から本会が受託することとなり、各区社協が窓口となって、各種資金の貸付に係る相談に応じています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減少・失業するなど、生活が困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯を対象とした、新型コロナウイルス感染症特例貸付（緊急小口資金、総合支援資金）が令和2年3月から始まり、相談・申請が急激に増えました。申請者の自立に向けた支援が重要であることから、生活困窮者自立相談支援窓口との連携が一層強化されました。

4 相談支援体制の強化に向けた本会の取組み

見守り相談室や生活困窮者自立相談支援窓口は、地域で孤立している、あるいは複合的な課題を抱える世帯を支援しており、高齢者・障がい者・こどもなどの対象を限定しない、断らない相談窓口として機能しています。

本会では、見守り相談室と生活困窮者自立相談支援窓口の職員による合同会議などを開催し、各事業の連携強化に向けた取組みを進めるとともに、職員のスキルアップや課題解決に向けた研修会、連絡会などを開催しています。

また、コロナ禍においては、各相談窓口が円滑に機能するよう、人員体制の強化も含めて支援しました。



見守り相談室・生活困窮者自立相談支援窓口の合同情報交換会（令和2年2月）



1 大阪市成年後見支援センター事業

本会は平成19年6月、大阪市から委託を受け、大阪市成年後見支援センターを大阪市社会福祉研修・情報センター内に開設しました。

開設当初は、大阪市社会福祉研修・情報センターの相談支援事業と連携しながら、市民後見人の養成及び受任調整、成年後見制度に関する相談・申立支援をおこなっていました。

平成23年度末には、大阪市政の施策・事業の見直しにより、大阪市社会福祉研修・情報センターが実施してきた相談支援事業が廃止されましたが、平成24年度から新たに「権利擁護相談支援サポートセンター事業」となり、本会が引き続き、大阪市成年後見支援センターの運営と相談支援機関の後方支援を実施しました。

さらに、「高齢者相談支援サポート事業」(相談

支援機関、事業所、施設からの相談対応)、「休日夜間福祉電話相談事業」(休日夜間の障がい者、高齢者の虐待通報窓口)を併せて実施することとなり、事業実施体制を拡充しました。

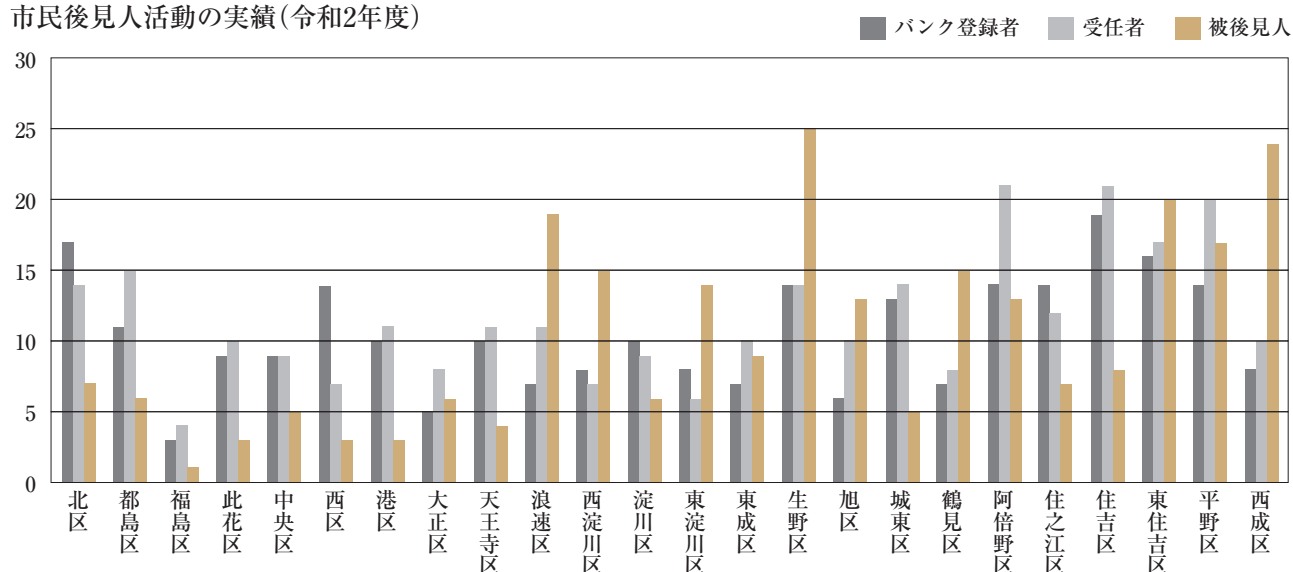
国では、平成28年5月に成年後見利用促進法が制定され、平成29年3月には成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。これを受けて大阪市の、大阪市成年後見支援センターを「権利擁護の地域連携ネットワーク」における中核機関として位置付け、平成30年度には「権利擁護相談支援サポート事業」から「成年後見支援センター事業」へと事業を改編し、引き続き本会が受託しています。

これにより、新たに家庭裁判所や弁護士会、司法書士会、社会福祉士会をはじめ、関係団体・機関による協議会が発足し、成年後見制度の周知・啓発や親族後見人支援なども推進しています。

2 市民後見人活動の推進

この間、大阪市成年後見支援センターで推進してきた市民後見人活動は、平成24年に改正施行された老人福祉法の市民後見推進事業のモデルとして位置付けられ、その取り組みが評価されるとともに、平成25年度には、市民後見人バンク登録者数が206人(第1期～7期)、累計の市民後見人選任

市民後見人活動の実績(令和2年度)



人数も102人となるなど、市民後見人への期待が一層高まりました。

令和2年度からは、成年後見制度における市長申立ての候補者として市民後見人を推薦される仕組みが整いました。令和2年度末時点では、市民後見人バンク登録数が286人(第1期～14期)、累計の市民後見人選任人数が272人となり、多くの市民後見人が活動しています。

大阪市の市民後見人は、当初から大阪市立大学故岩間伸之教授をはじめとした関係者の提唱により、市民目線に基づいた無報酬で活動する権利擁護の担い手として、また週に1回程度訪問し、被後見人に寄り添った後見活動をおこなう地域福祉の担い手として活動を続けてきており、大阪モデルとして家庭裁判所や専門職団体、全国の関係者からも高い評価を受けています。

3 あんしんさぽーと事業

あんしんさぽーと事業(日常生活自立支援事業)は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人が、地域で自立した生活を送ることができるよう、本人との契約に基づき、福祉サービスなどの利用援助や日常的な金銭管理、書類等の預かりサービスをおこなうものです。本会では、平成9年に開設した大阪市財産管理支援センターにおいて、国の制度に先駆けて財産管理サービス事業を開始しました。その後、事業名称・位置付けの変遷を経て、平成17年度から各区社協を中心とした実施体制に移行し、平成23年度からは、あんしんさぽーと相談員、生活支援員による体制で事業を推進しています。

利用件数は、平成23年度には2,254件でしたが、令和2年度には2,728件と増加しています。

平成30年度からは、地域福祉課権利擁護担当の事業となり、成年後見支援センターとともに権利擁護に係る取組みを進めています。特に、あんし

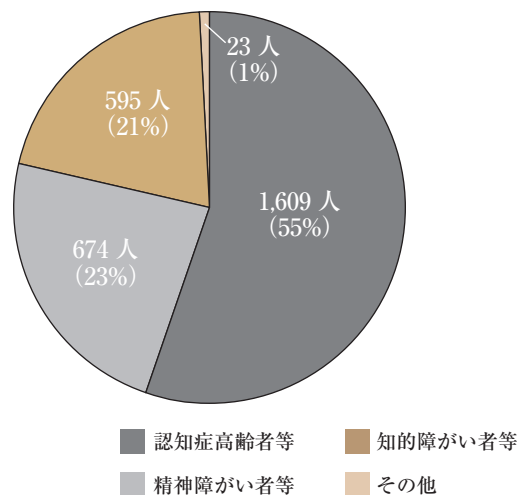
んさぽーと事業利用開始後に、判断能力の低下のため成年後見制度への移行が必要な方が増加していることから、相互に連携を図りながら、移行に向けた支援にも取り組んでいます。

契約者の内訳は、令和2年度末で認知症高齢者等が約55%、精神障がい者等が約23%、知的障がい者等が約21%となっています。また、市民税非課税世帯(被生活保護世帯を含む)が契約者全体の約97%を占めています。

最近では金融機関の支店統廃合や窓口業務の制約、急速に進むキャッシュレス化など金銭管理に係る新たな課題が生じています。

判断能力が不十分な方の生活に密接に寄り添い、金銭管理を通して、その人の暮らしを支える役割をふまえて、適切な業務遂行に努めています。

あんしんさぽーと事業契約者数



4 権利擁護体制の強化

令和3年3月に大阪市が策定した「大阪市地域福祉基本計画(令和3年度～令和5年度)」では、成年後見制度のさらなる利用促進や、あんしんさぽーと事業利用者の適切な成年後見制度への移行促進、市民後見人活動の拡大などが掲げられています。

社会福祉の基盤でもある権利擁護の取組みについて、今後も関係団体・機関などにより一層連携を図りながら推進していきます。

6

福祉人材の
確保・育成1 福祉人材の確保・育成の拠点
「大阪市社会福祉研修・情報センター」

本会では大阪市社会福祉研修・情報センターの運営を通じて、社会福祉・地域福祉を支える専門職の育成、地域で活動する担い手の育成、福祉・介護人材の新たな担い手の確保に向けた取組み、福祉に関する情報発信などに努めています。

大阪市社会福祉研修・情報センターは、昭和57年に開設された大阪市立社会福祉研修センターと、平成3年に開設された大阪市高齢者総合相談情報センターを統合し、介護実習・普及センターなどの機能を兼ね備え、大阪市の社会福祉に係る基幹施設として平成15年1月に設置されました。

本会では、昭和57年、平成3年の両施設の開設当初から市の委託を受けて運営し、大阪市社会福祉研修・情報センター開設以降も運営を受託しています。平成18年度からの指定管理者制度への移行を経て、令和2～6年度は本会と太平ビルサービス大阪株式会社の共同体として指定管理を受け運営しています。

現在、大阪市社会福祉研修・情報センターは、大阪市における福祉・介護人材の確保・育成・定着に向けた取組みを推進するための拠点施設として、また、市民参加研修や啓発イベント、貸室、情報提供を通じて市民に開かれた施設としての役割を果たしています。福祉従事者や市民を対象とした多岐にわたる研修や、社会福祉に関する調査研究・情報提供事業などを実施し、福祉・介

護の仕事に従事する者の専門性やモチベーションの向上を図るとともに、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の多様な担い手の育成や支援を通じて、総合的な福祉・介護人材の確保・育成を進めています。



大阪市社会福祉研修・情報センター



内観

2 福祉専門職の確保・育成

団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年が目前に迫り、介護や支援を必要とする高齢者人口の大幅な増加が見込まれる一方、生産年齢人口は減少し、介護サービスを担う人材の確保・育成が喫緊の課題となっています。

このようななか、大阪市社会福祉研修・情報センターでは、福祉・介護人材の確保・育成・定着に向け、多岐にわたる人材養成に係る研修を実施しています。

福祉専門職の育成・定着に向けては、「福祉職員キャリアパス対応生涯研修過程」として初任者・



平成30年度 第1回 社会福祉講演会

中堅職員・チームリーダー・管理職員など各階層別にそれぞれの段階に応じて求められる能力を習得するための研修や、「介護職員研修」、「認知症介護研修」、「障がい福祉関係研修」などのスキルアップのための専門研修を実施しています。また、施設・事業所に勤務する職員同士が、各職場での取組みなどについて情報共有・意見交換し、横のつながりをつくる場として「よこいと座談会」を開催し、専門職として働き続けることへのモチベーションの向上や職場への定着を図る取組みを実施しています。

また、福祉人材確保を支援する研修としては、資格を有しながらさまざまな理由で業務を離れている離職中・休職中の人を対象に、再度業務に就くにあたっての不安を解消する「潜在的有資格者復職支援事業」や、効果的な求人情報の提供や発信の方法を学ぶ「求人力・広報力向上研修」、外国人労働者の受入に関する「福祉人材受入・定着支援研修」などを実施しています。

さらには、新たな人材の参画に向けた取組みとして、今まで福祉に接点のなかった世代が福祉の仕事に出会い、理解を深めるきっかけをつくる「子育て世代等新たな担い手福祉啓発事業」や、福祉を学ぶ学生と施設職員が福祉の仕事について意見交換する「施設と学校との懇談会」(大阪市社

会事業施設協議会・大阪市福祉人材養成連絡協議会・本会による共催)を実施しています。

令和2年度からは、専門職がより専門性を発揮できる環境をつくり、人材の育成・定着につなげるとともに、専門職以外の人材の介護分野への参画を促し、人材のすそ野を拡げることが目的としたモデル事業「介護の職場 担い手創出事業」を大阪市から受託し、人材確保・定着の手法や効果を検証しています。

3 地域福祉活動の担い手の確保・育成

少子高齢化や核家族化の進展、人々の生活様式や価値観の多様化など社会環境が変化するなか、近隣・地域とのつながりも希薄化し、これまで地域福祉活動を支えてきた地域社協や町会組織などの地縁による団体は、活動に携わる担い手不足や、高齢化・固定化が深刻な問題となっています。

大阪市社会福祉研修・情報センターでは、地域福祉活動者が地域で活動を展開するために「地域福祉活動者講座」や「地域福祉推進リーダー養成塾」を開催してきました。また、新しい活動者の地域活動への参画・定着による活動者層の充実と、地域における福祉活動のさらなる展開をめざして、区社協職員、地域役員、ボランティアなどが、区・地域での研修など学びの場を企画・検討する際に、活用する冊子として「地域福祉活動者のための学びのテーマ・ポイント集」を令和2年3月に作成しました。

その他にも、企業、地域ボランティアグループ、NPO、障がい者団体と連携し、幅広い世代に向けて福祉・介護の魅力を発信する啓発イベント「ウエルおおさかは一とフェア」を開催し、高校生に参画を呼びかけるなど、活動を通じた学び

と成長を支援し、地域福祉活動の担い手育成に努めています。



地域福祉活動者のための学びのテーマ・ポイント集

4 大阪市社会福祉研修・情報センターのさまざまな機能・役割

(1) 調査研究・情報提供事業

大阪市社会福祉研修・情報センター2階には図書・資料閲覧室を開設し、福祉関係図書・視聴覚資料(DVD・ビデオ)などの収集・貸出をおこなっており、約41,400点(図書約18,000点、雑誌及び紀要約12,900点、資料約9,000点、視聴覚資料約1,500点)を所蔵しています。図書システムを活用し、利用者のサービス向上に努めるとともに、北市民館保存資料をはじめ貴重な歴史的資料を収集・保管しており、アーカイブとしての機能を果たしています。

また、大阪の福祉を知るみんなの情報誌「ウェルおおさか」を隔月(偶数月)に発行するとともに、市内の福祉従事(実践)者の自発的研究活動の成果をまとめた研究論文や実践報告を掲載する

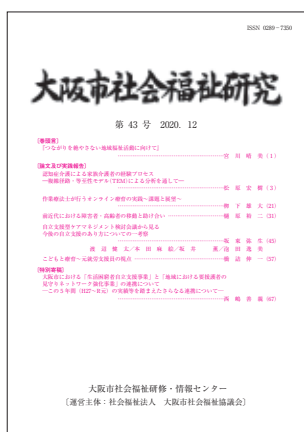


「学びのテーマ」全体像

「大阪市社会福祉研究」を毎年発行しており、令和2年度までで第43号を数えます。さらに、「社会福祉史の市民講座」の講演内容を編集した冊子「大阪における社会福祉の歴史Ⅰ～Ⅴ」を発行・頒布しています。



ウェルおおさか



大阪市社会福祉研究

めに作成した「キャリアデザインノート受講履歴管理手帳」を頒布しています。

また、平成28年度にまとめた「福祉職場における人材育成をめぐるニーズ調査及び人材育成等のあり方に関する調査報告書」を基に、平成30年度から人材育成の観点から重要となる「スーパービジョン研修」を実施するなど研修企画に反映しています。

(3) その他の研修事業

大阪市社会福祉研修・情報センターでは、先に述べた研修プログラムのほかにも、「メンタルヘルス研修」、「リスクマネジメント研修」、「組織運営・管理研修」などを実施するとともに、市民を対象とした研修として、社会福祉講演会、社会福祉史の市民講座に加え、新たに、市民が気軽に参加できる研修として「いきいきライフセミナー」を令和3年度に企画しています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響下においても研修を開催できるよう必要な環境を整え、オンライン会議システム（Zoom）を活用した同時視聴双方向型研修や、YouTubeなどの活用によるビデオ視聴型研修を取り入れ、受講者の利便性向上を図っています。

(2) 大阪市福祉人材養成連絡協議会の運営

大阪市福祉人材養成連絡協議会は、大阪市社会福祉審議会の提言を受けて、福祉人材の養成と確保を目的に福祉人材養成に関わる機関、団体、専門職団体などで結成され、大阪市社会福祉研修・情報センターが事務局機能を担っています。

市域で実施される福祉に関する研修情報や、社会福祉に関する調査研究・資料などを提供するためのホームページ「ウェルふるネット」を運営し、メールマガジンを毎月1日に配信するとともに、福祉職員の自律的なキャリア形成を支援するた

7

広報・情報発信 人権啓発活動 関係機関・団体 との協働

1 広報・情報発信

広報誌「大阪の社会福祉」は、昭和25年に「大阪の社会事業」として創刊し、コロナ禍においても休刊することなく、毎月1回発行を続けています。平成25年9月に700号を発行し、翌701号から従来のタブロイド版紙面から、A4版8ページ2色刷り紙面へとリニューアルしました。令和4年1月には800号を発行予定としています。令和3年度の発行部数は毎号28,000部で、創刊以来、社会福祉を啓発するとともに、国のさまざまな動向や市の施策、市・区社協や各地域における取り組みなどについて、その時々福祉情報を伝えています。

動向を反映した新たなコーナーとして、A4版へのリニューアルと同時に始まった、区ごとの取り組みを紹介する「特集」コーナーがあります。これは平成25年当時、区において独自事業が急速に広がったことが背景にあります。平成26年5月発行の708号からは、地域活動への新たな参画をねらいとして「世代をつなぐ地域活動者に聞く」を連載し、ここから座談会や冊子発行などにもつながりました。さらに、多様な居場所づくりの実践を伝える「居場所いろいろ」(平成30年6月発行の757号から)、地域福祉に関わる人の、コロナ禍での思いに迫る「コロナの中で」(令和2年10月発行の785号から)などを掲載してきました。

加えて、大阪市ボランティア・市民活動センターは「COMVO」を、大阪市社会福祉研修・情報センターでは「ウェルおおさか」をそれぞれ発行し、3誌の年間発行部数の合計は令和2年度で、

952,000部となっています。

また、本会ホームページでは、本会事業の紹介やイベントの周知のほか、区社協や地域福祉活動の情報、調査研究報告などを掲載し、令和2年度は年間約80万件のアクセスがありました。

また、本会では、福祉に関わる機関、社会福祉団体、社会福祉施設、NPO、ボランティアが一同に会する、「大阪市社会福祉大会」を毎年開催しています(新型コロナウイルスの感染拡大を受



平成25年9月発行の「大阪の社会福祉」700号。
この号を最後にタブロイド版からA4版に変更した



令和2年度発行の「大阪の社会福祉」

け、令和2年度は中止)。大会では、市内の社会福祉の向上に尽力した個人・団体を表彰し、地域福祉活動への参加をより一層促進しています。令和3年10月15日には「設立70周年記念 大阪市社会福祉大会」を開催しました。



設立70周年記念 大阪市社会福祉大会

2 人権啓発活動の推進

大阪府域内に社会福祉施設を有する社会福祉法人などが人権問題の理解と認識を深め、法人運営を通じて人権活動の積極的な推進に資することを目的として、平成12年に大阪府社会福祉施設人権活動推進協議会が設置されました。その地域組織として、大阪府域において平成13年に大阪市社会福祉施設人権活動推進協議会が設立され、本会が事務局を担っています。

この間、市または区域や各種別部会においてもきめ細やかな人権に関する研修が実施されるなど、積極的な取組みが進められてきたことから、令和元年度に大阪府社会福祉施設人権活動推進協議会は解散することとなりました。大阪府域については、大阪市社会福祉施設人権活動推進協議会が引き続き、これまでの取組みの蓄積を活かしながら、社会福祉法の基本理念や経営の原則に基づき、一層の人権啓発活動の推進に努めています。



世代をつなぐ地域活動者に聞く Vol.1



世代をつなぐ地域活動者に聞く Vol.2

大阪市社会福祉施設人権活動推進協議会は、本会・大阪市社会事業施設協議会との共催により、子どもや高齢者、障がい者をはじめとするさまざまなテーマに関する人権研修を毎年開催しています。令和2年度の入会法人数は153法人、研修参加者数は延べ2,082人となっています。



参画と協働のための地域福祉ガイドブック③
「地域における公益的な活動－参画と協働の方策－」

3 関係機関・団体との協働

(1) 大阪市社会事業施設協議会

大阪市社会事業施設協議会は、大阪市児童福祉施設連盟、大阪市保育連合会、大阪市老人福祉施設連盟、大阪市生活保護施設連盟、大阪市地域福祉施設協議会、大阪市障害児・者施設連絡協議会の6団体で組織され、本会がその事務局を担っています。

理事会、(拡大)正副会長会、専門委員会(予算・制度対策委員会、調査研究委員会、人権活動推進委員会、経営委員会)などを通じて、大阪市への制度政策要望、社会福祉法人制度改革をふまえた学

習会、調査・研究などをおこなってきました。また、福祉人材の確保・育成が喫緊の課題となるなか、平成30年度から「施設と学校との懇談会」(大阪市社会事業施設協議会・大阪市福祉人材養成連絡協議会・本会による共催)を実施し、令和元年には加盟6団体・施設の活動を広く発信し、福祉の魅力を伝えるためのホームページを開設しました。

この間、特に力を入れた取組みとして、改正社会福祉法で社会福祉法人の公益的な取組みが責務とされたことに伴い、従来から進めてきた活動をより一層推進するため、平成30年3月に「参画と協働のための地域福祉ガイドブック③ 社会福祉法人の地域における公益的な活動－参画と協働の方策－」を発行したほか、公益的な取組みに係る実態調査や、学習会を通じた事例共有などおこなってきました。また、「地域子ども支援ネットワーク事業」の推進にあたっても、社会福祉施設が協力施設として積極的に参画し、事業をともに推進しています。

このほか、平成26年7月には、第57回大都市社会福祉施設協議会が大阪市大会として開催され、14政令指定都市から280人が参加しました。

(2) 大阪市民生委員児童委員協議会

大阪市内には約4,000人の民生委員・児童委員が厚生労働大臣の委嘱を受け、地域住民の立場で身近な相談相手として、見守り役、つなぎ役として、住民に寄り添った活動を展開しています。民生委員制度は大正7年に大阪府で創設された方面委員制度を前身としており、平成30年に100周年を迎え、「支え合う 住みよい社会 地域から」をスローガンに活動を展開しています。従来から、民生委員活動として、訪問見守り活動を実施し、高齢者の安否確認等にも大きな役割を担っており、本会及び各区社協においても密接に連携しています。

平成27年度から各区社協で実施している「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事

業」では、要援護者名簿を民生委員・児童委員へ提供し、地域で日頃から見守りをおこない、困りごとを抱えた方の早期発見や必要な支援へのつなぎなどを進めてきました。

さらに、大阪府北部地震の際の安否確認や、コロナ禍での外出自粛高齢者・障がい者等見守り支援事業などにおいても、民生委員・児童委員の協力を得て実施するなど、さまざまな場面で協働しながら、ともに地域福祉の推進を図っています。

(3) 大阪府共同募金会

共同募金は、住民相互の支え合いの仕組みとして、社協活動・地域福祉活動の推進にも重要な役割を果たしています。本会では、大阪府共同募金会と連携を図り、赤い羽根共同募金運動のオープニングセレモニーへの参加や、有志による街頭募金活動、広報誌「大阪の社会福祉」やホームページへの掲載など、募金啓発活動に積極的に取り組んでいます。

また、赤い羽根共同募金助成を受け、さまざまな世代の住民が交流できる場、同じ悩みや課題を抱えた人たちが集える場、学習支援や食の支援を含むこどもの居場所など、地域での多様な活動を支援する「居場所づくり支援事業」などを実施し、新たな活動の創出を支援しています。



赤い羽共同募金街頭募金の様子

(4) 各種団体との協定締結

本会では、平成31年2月に、ライオンズクラブ国際協会335-B地区と「災害時におけるボラン

ティア支援に関する協定」を締結しました。これは、大阪市内において災害が発生した際に、人的・物的な支援の提供を受け、災害支援をおこなうための協定となっています。

また、令和2年3月には、地域福祉の推進と市民生活の安定を図ることを目的に、大阪市住宅供給公社と包括連携協定を締結し、高齢者・障がい者・子育て世帯・生活困窮者などへの支援について互いの業務の強みを活かし、連携強化を図っています。

さらに、平成30年度から、株式会社セブン-イレブン・ジャパンと協定を締結し、閉店店舗の物品の預託を受け、提供先を調整しており、各区における生活困窮者支援やこども支援活動に活かされています。

4 善意銀行の運営

本会では善意銀行事業として、市民から金銭や物品の預託を受け、必要としている福祉関係機関・団体などに払出しをしています。

善意銀行を活用した助成事業として、社会福祉施設による地域住民の生活課題に対する取組み、施設の専門性を活かした研修・講座の開催や福祉教育の実施を支援するために、「地域における公益的な取組みへの助成」(平成30～令和2年度)などを実施しました。

令和3年度からは、コロナ禍における活動の継続や再開、ICTを活用した新たな取組みなどを支援する「地域づくり・つながりづくり応援助成」を実施しています。

そのほかにも、大阪の社会福祉の歴史を保存・伝承し、その実践を後世に伝えていくことを目的とした「大阪の社会福祉の歴史保存・伝承助成」や、大阪市社会事業施設協議会を構成する社会事業施設団体を対象とした「社会福祉施設団体支援助成」などを実施しています。



1 東日本大震災における支援活動

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、死者・行方不明者が2万人を超える甚大な被害をもたらしました。本会では、発災5日後の3月16日に職員5人を仙台市社協に派遣し、現地で支援活動を開始しました。発災直後の災害ボランティアセンター立上げ期ということもあり、休むことなく早朝から夜遅くまで関係機関との調整や対応に追われていました。その後、8か月にわたって延べ120人の職員を派遣し、災害ボランティアセンターの運営支援を中心に、時間の経過とともに生活支援ニーズへの対応も含め、支援に取り組みました。

現地への職員派遣のみならず、「大阪から何かできることがないか」と市民の方から多数の声が寄せられ、支援物資の仕分けや、ボランティアバスへの参加、県外避難者向けイベントや復興支援イベントの運営など、多くの場面でボランティアの力が発揮されました。

東日本大震災による大阪市内への避難者はピーク時で200世帯400人を超えていました。本会では県外避難者支援のため、避難者交流会「café IMONIKAI」を毎月1回開催（平成24年8月～28年3月／平成28年度以降は避難当事者団体が自主運営し、現在も継続）してきたほか、「東北と大阪を繋ぐ情報紙『IMONIKAI』」を発行（平成23年6月～31年2月／計82回発行）し、避難者が求める情報やさまざまな企業・団体からの支援の申し出を掲

載し、区社協などを通じて情報発信しました。

平成24年5月には大阪府下避難者支援団体等連絡協議会（ホッとネットおおさか）が発足し、大阪市ボランティア・市民活動センターが事務局を担い、運営しています。大阪府内の支援団体や避難当事者団体などによるネットワークには令和3年3月時点で100を超える団体が参画しており、定例会の継続開催や個別相談会の実施など、きめ細やかな支援が途切れないように取組みを重ねています。



岩手県陸前高田市でのボランティア活動（平成23年9月）



がんばろう東北 住民のつどい（平成23年4月）

2 大阪府北部地震への対応

東日本大震災において、初めて全国規模のブロックを単位とした社協職員派遣が全国社会福祉協議会によって実施されました。以降、全国社会福祉協議会によるブロック派遣や、「近畿ブロック府県・指定都市社協の災害時の相互支援



東北と大阪を繋ぐ情報紙「IMONIKAI」最終号(平成31年2月)

に関する協定」に基づく派遣など、本会としても職員を派遣してきました(P55図表参照)。職員派遣のほかにも、災害からの復旧・復興活動の支援として、ボランティアバスの運行や義援金の募集などをおこなってきました。また、毎年のように全国各地で災害が発生するなかで、義援金情報の発信などをおこなってきました。

平成30年6月18日、午前7時58分に大阪府北部地震が発生し、大阪が被災地となりました。大阪市北区で最大震度6弱を観測しました。公共交通機関は運転見合わせなどにより乱れ、通勤時間と重なったこともあり、本会でも当日午前9時までに参集できた職員はわずか8人でした。電話は、つながりにくい状態のなか、グループウェアやSNSなども活用しながら、本会職員の安否確認は午前10時頃までに、区社協職員の安否確認も正午頃までに完了しました。午前11時には本会に災害対策本部を設置し、各区の情報を収集しました。翌日以降、特に揺れが強かったエリアの区社協を順次訪問し、区内でのニーズ把握や災害ボランティアセンター設置に関する状況などをヒアリングし、支援に努めました。

被害が大きかった地域では、区社協が中心と

なって、困りごとを抱えた方が声をあげることができるようチラシをポスティングしました。結果、「家具が転倒して実は困っている」といった声が寄せられ、地元の大学生ボランティアに家具の搬出を依頼するなど、市内で約240件のニーズに対応しました。

3 台風21号災害への対応

大阪府北部地震から3か月弱、平成30年9月4日に近畿地方を横断した台風21号も大阪府下に被害をもたらしました。台風通過後の9月5日、ただ

ちに、市・区社協職員の参集状況や、区社協の建物の被害状況、事業実施体制について確認しました。約2日間にわたる停電や建物被害が大きかった区社協に対して、9月6日に職員2人を派遣し、現地での状況把握に努めるとともに、必要な支援を実施しました。屋根の破損への対応、ごみ・瓦・木の撤去など、大阪市内で約230件の相談が寄せられ、港区社協や生野区社協では、ボランティア募集チラシを作成し、災害によって困りごとを抱えた人とボランティアの橋渡しをしました。また、大正区社協や西淀川区社協では、地域住民に区在宅サービスセンターを一部開放し、携帯電話の充電サービスやシャワールームを貸し出すなど、住民から寄せられる困りごとに対応しました。



生野区での支援活動の様子(平成30年9月)

また、暴風による被害、特に屋根への被害が極めて多く、ブルーシートを区役所から配付されても屋根に張ることができないという地域住民からの相談が多く寄せられました。このような状況を受け、本会では同年10月に、屋根のシート張り講習会を開催し、テクニカルボランティアの育成に取り組みました。また、大阪府北部地震での経験から災害時初期行動計画の策定にも取り組むなど、実際の災害からの教訓を活かして、備えを進めています。

4 災害への備え

社協は、地域住民の暮らしを支える役割があることから、災害時にもその専門性や日頃からのネットワークを発揮し、被災者支援活動をおこなう社会的使命があります。

発災時に、迅速かつ適切に行動できるよう、平成29年度から年1回、市・区社協が合同で災害対策本部開設訓練を実施し、地震災害や水害など想定を変え、災害に対する意識と対応スキルの向上に努めています。

平成30年度には、市・区社協職員を対象に事業継続計画（BCP）の策定に向けた研修を実施し、本会及び24区社協において事業継続計画を策定しました。また、平成26年に設置した災害時ボランティア活動支援積立金や、災害備蓄品の充実、市・区社協間における連絡体制の強化といった環境整備にも取り組み、備えを進めています。

災害時には、平時からのつながりやこれまでの災害支援活動を通して構築してきた多様な団体・企業などとのネットワークが活かされます。平成26年に発足した「おおさか災害支援ネットワーク（O S N）」は、大阪府北部地震において実際に機能しました。平成31年2月にはライオンズクラブ国際協会335-B地区との「災害時におけるボランティア活動に関する協定」を締結するなど、多様な団体と連携ができるよう計画的に取組みを進めています。

市・区社協が支援している平時のつながりづくりの取組みは、災害にも活かされるものです。本会では、変わりゆく状況に対応しながら、地域福祉活動を支援するとともに災害に備えた取組みを今後も着実に進めていきます。



職員による街頭募金活動（平成28年4月）

■ 本会の職員派遣実績

年	災害	主な派遣先		派遣期間	派遣延べ人数
平成 23 年	東日本大震災	宮城県	仙台市、気仙沼市	3 月 16 日～ 11 月 1 日	120 人
	台風 12 号	和歌山県	新宮市	9 月 9 日～ 10 月 11 日	24 人
平成 26 年	平成 26 年 8 月豪雨	京都府	福知山市	8 月 21 日～ 8 月 26 日	2 人
平成 28 年	熊本地震	熊本県	菊陽町、熊本市	4 月 23 日～ 7 月 17 日	28 人
平成 30 年	大阪府北部地震	大阪府	高槻市	6 月 28 日～ 7 月 16 日	9 人
	平成 30 年 7 月豪雨	岡山県	岡山市、倉敷市	7 月 20 日～ 10 月 14 日	40 人
令和 元年	台風 19 号	福島県	郡山市	10 月 25 日～ 11 月 17 日	6 人

■ ボランティアバスの運行実績

年	災害	運行先		実施回数	活動者数	備考
平成 23 年	東日本大震災	宮城県	石巻市、気仙沼市	9 回	360 人	一部は大阪府社協、堺市社協と合同運行
		岩手県	陸前高田市	3 回	120 人	
	台風 12 号	和歌山県	新宮市熊野川町	2 回	36 人	
平成 26 年	平成 26 年 8 月豪雨	兵庫県	丹波市	1 回	15 人	大阪府社協、堺市社協、大阪ボランティア協会と合同運行
平成 28 年	熊本地震	熊本県	熊本市	1 回	39 人	大阪府社協、堺市社協と合同運行
平成 30 年	平成 30 年 7 月豪雨	岡山県	倉敷市	3 回	83 人	大阪府社協、堺市社協と合同運行
令和 元年	台風 19 号	長野県	長野市	1 回	20 人	大阪府社協、堺市社協と合同運行

■ 義援金などの実績（職員による街頭募金や振り込みなどによる寄付の合計額）

災害	義援金実績
東日本大震災	24,202,602 円
台風 12 号（平成 23 年）	1,024,192 円
熊本地震	4,928,827 円
平成 30 年 7 月豪雨災害	630,193 円



災害対策本部設置訓練(令和2年12月)



「Ⅱ この10年間のあゆみ」では、平成23年度からの10年間を中心にまとめていますが、この期間は、平成12年の社会福祉基礎構造改革から10年以上が経過し、措置制度から契約制度への転換や民間事業者の参入が一般的になる一方、福祉ニーズの多様化・複雑化・深刻化による新たな課題も顕在化し、本会及び各区社協にとっても大きな変革の時期でした。

現在、地域共生社会の実現に向けて、国をあげてさまざまな取組みが推進され、大阪市における事業も変遷するなかで、社協が担うべき役割も変化してきました。

本項目では、この10年間に新たに実施した事業や、内容・形態が大きく変化した事業、縮小あるいは終了した事業などについて、他の項目で記載していない内容を中心にまとめます。

1 介護保険要介護認定調査事業／障がい支援区分認定調査事業

平成12年4月に介護保険制度が施行され、申請により介護サービスを利用できる制度として市民の生活に定着し、さまざまな福祉サービスが提供されています。

介護保険制度のなかで、要介護度を決定する審査会に、主治医意見書とともに申請者の心身の状態を伝える役割を担っているのが認定調査業務です。

制度施行当初は各区社協が実施していた認定

調査業務は、平成18年度から本会が指定市町村事務受託法人として、大阪市から要介護認定調査及び障がい程度区分認定調査を一括受託し実施してきました。

平成25年度から大阪市の業務委託方法の変更により、公募型プロポーザル方式による2年間の認定調査業務を受託し、要介護認定調査・障害程度区分認定調査及び他市町村調査を一体的に実施してきました。また、平成25年度には障害者総合支援法施行により、「障がい程度区分」が「障がい支援区分」に見直されました。平成27年度以降も、公募による3年間ごとの一括受託により、調査業務を実施してきました。

要介護認定申請件数が大幅に増え、全市一括での円滑な実施が困難になり、令和3年度から、大阪市の要介護認定調査業務は24区ごと、障がい支援区分認定調査は市域一括の公募に変更されました。これに対し、本会は19区の要介護認定調査及び全市域の障がい支援区分認定調査業務を受託しており、遅滞なく公平・中立な調査を実施しています。

2 福祉サービス第三者評価事業

平成9年、厚生省(当時)で検討が始まった社会福祉基礎構造改革において、利用者の選択による利用制度に移行することとなり、福祉サービスの質の向上が求められるようになりました。その理念を具体化する仕組みのひとつとして位置付けられたのが、福祉サービス第三者評価事業です。本会では、平成19年7月に大阪府の認証を取得し、児童福祉分野(保育所)を対象に評価事業を開始しました。

当時、公立保育所について、公設置民営の動きがあり、保育所の実施主体が広がりつつある時期でした。多様化する保育ニーズへの対応が求められているなか、本会が評価事業を実施すること

で、安心・安全な運営とともに、保護者に対する施設の見える化にもなるなど、施設の質の向上につながりました。

さらに、国の制度で平成24年度から新たに児童養護施設の第三者評価が義務化されることをふまえ、平成22年度に本会で検討委員会を立ち上げ、モデル調査を実施し、平成24年度から従来の保育所と併せて児童養護施設の評価事業を本格実施しました。

制度定着に一定の役割を果たしたこともあり、平成28年度末をもって本会での事業実施を終了し、現在、第三者評価事業は、他団体が担っています。

3 子育ていろいろ相談センター／ 子ども・子育てプラザ

子育ていろいろ相談センターは、子育てに関する相談や情報提供などをおこなう中核施設として、大阪市立住まい情報センター（北区天神橋）内に、平成11年度に開設されました。本会は開設当初から市の委託を受け、平成18年度からは指定管理者として運営を担いました。0歳から18歳までの子育てに関して、親の悩みや困りごとに対して、来所や電話による相談をはじめ、子育て講座やワークショップ、あそびの広場やえほん展などの開催など、さまざまな視点で子育て中の親と子を支援してきました。

その後、市政改革に基づき、平成26年度末に施設が廃止され、その機能及び事業については、平成27年4月から男女共同参画センター子育て支援館と、各区の子ども・子育てプラザで引き続き実施されることとなりました。

一方、子ども・子育てプラザは、平成25年度以降、区の実情に応じた事業実施とするため、「子育て活動支援事業」「地域子育て支援拠点事業」「ファミリー・サポート・センター事業」の3事業を

まとめて区ごとに公募されることとなりました。

各区社協における子ども・子育てプラザの受託状況については、平成26年度時点では16区（北区、福島区、中央区、西区、大正区、天王寺区、西淀川区、東淀川区、東成区、旭区、城東区、鶴見区、阿倍野区、住之江区、東住吉区、平野区）が受託していました。平成29年度から5年間の公募では、公募内容の変更もあり、9区社協（福島区、中央区、西区、大正区、西淀川区、東成区、旭区、城東区、住之江区）が受託し、各区における子育て支援の拠点として事業展開しています。

子ども・子育てプラザの運営のほかに、各区社協では、各地域における子育てサロンへの支援をはじめ、こどもの居場所づくり活動（こども食堂、学習支援など）の支援やネットワーク化などを進め、本会では広域的な取組みとして「地域こども支援ネットワーク事業」を実施するなど、子育て世代やこどもたちへの支援活動を展開しています。



子育ていろいろ相談センターでの「あそびの広場」



子ども・子育てプラザ(中央区)



子ども・子育てプラザでの「つどいの広場」



子ども・子育てプラザでの親子イベント

4 ひとり親家庭を支える取組み

ひとり親家庭は、仕事と子育ての両立の難しさ、非正規雇用の増加などの影響を顕著に受ける状況にあり、その精神的・経済的な負担は大きいものがあります。

本会では、国が平成27年度補正予算で創設した貸付事業のうち、ひとり親支援の取組みとして、平成28年度から「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金事業」を実施し、就職に有利な資格取得を支援しています。自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、看護師・保育士・介護福祉士などの養成機関への入学準備金を貸し付け、就労による自立、さらには福祉分野の人材確保につなげることをめざしています。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 貸付件数

年度	件数
平成28年度	30
平成29年度	28
平成30年度	42
令和元年度	63
令和2年度	53
令和3年度	49
合計	265

5 高齢者の生きがいづくりに向けた取組み

老人福祉センターは、市内に26館(北区・中央区は各2館、他22区は各1館)あり、高齢者の健康増進、生きがいづくり、社会参加とともに、近年では介護予防の視点ももちながら、地域ニーズを反映した取組みをおこなっています。

平成18年度から導入された指定管理者制度に基づき運営されており、令和2年度時点では22区24館(旭区、城東区を除く)を該当区社協が運営しています。近年ではICTの普及とあわせてパソコンやスマートフォンを使用した講座や、生活支援体制整備事業との連携した取組みなども展開されています。



老人福祉センターでの「ふれあい文化祭」



老人福祉センターでの講座



老人福祉センターでの「健康体操」



1 組織基盤の強化に向けた取組みの経過

本会では、大阪市の動向や新たな時代の変化に対応するため、これまでも平成16年12月に「市社協組織運営改革計画」や平成20年3月には「市社協改革計画」を策定してきました。地域福祉推進に向けた取組みの充実・強化にあわせ、多様な雇用形態の導入や給料表の改定など、効果的・効率的な組織運営を図るとともに、内部監査の導入、コンプライアンスの徹底など組織の透明性と信頼性の確保に向け取り組んできました。

平成24年7月、大阪市の「市政改革プラン」を策定し、「ニア・イズ・ベター」を追求した新しい住民自治の実現をめざした市政改革をスタートさせました。同プランでは、市の施策・事業を聖域なくゼロベースで見直しするとともに、外郭団体への市の関与や補助金のあり方を見直し、委託事業は原則公募とする競争性原理が導入されました。本会においても、交付金、補助金の見直しや委託の原則公募化がおこなわれるなか、地域福祉を推進するうえで必要な公募事業を受託するため、また市民に信頼され、地域福祉を推進していく中核的な団体としての役割を果たすため、より一層、組織基盤の強化、透明性と信頼性の確保に向けた取組みが必須となりました。

また、平成26年3月末をもって市職員の本会への派遣が終了し、同年7月には市の外郭団体指定が解除されました。さらには、大阪市を廃止し特別区を設置するという大都市制度改革(大阪都構

想)が進められるなど、本会を取り巻く状況は大きく変化したことから、計画的な事業活動や人材育成、財源の確保など、さらなる組織基盤の強化を図るため、平成26年度から平成30年度を計画期間とした「中期経営計画」を平成26年9月に策定しました。

2 「中期経営計画」の策定

「中期経営計画」では、本会の使命・団体ビジョンを明確化し、本会が取り組むべき5つの重点項目「区社協活動・地域福祉活動の推進支援」「権利擁護の充実」「情報発信・広報の充実」「社会福祉にかかわる担い手の育成」「災害に備えた体制の強化」と、「中立・公正な立場に立った事業の展開」を掲げました。また、それらを支える組織基盤強化として「人材の育成」「財政基盤の強化」「組織の透明性と信頼性の確保」を掲げ、それぞれについて現状と課題に基づいた具体的目標を設定しました。年度ごとに達成状況を評価し、実態に応じて目標を変更しつつ、安定した経営に向けて取組みを進めました。

3 人材の確保・育成

本会職員は、平成10年の1,534人をピークに、介護保険制度や支援費制度の導入により、希望退職や、新規職員採用を取り止めるなど、人員削減に努める一方、多様な雇用形態の導入を図ってきました。平成24年度以降、市政改革により、従来の交付金は事業補助と運営補助に整理され、運営補助は原則廃止となりました。事業補助は比較対象となった4政令指定都市社協(横浜市、名古屋市、京都市、神戸市)の水準をふまえ、補助総額の25%が削減されることになったことから、持続可能な組織とするため、再度、希望退職を募りました。一

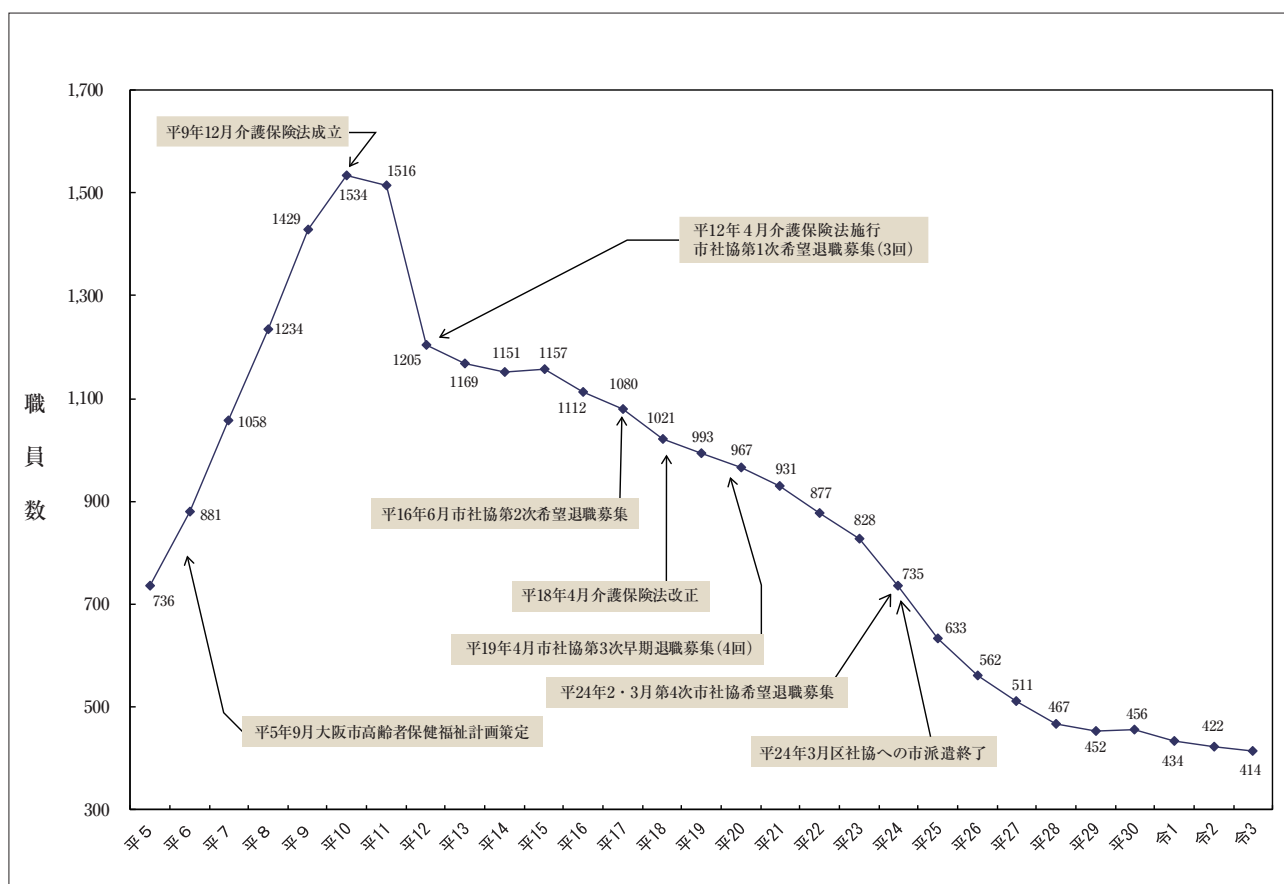
方、50歳代が約半数を占め、20歳代が2%を切る逆ピラミッド型の職員構成であったことから、組織として活力を維持し専門性を確保する観点から、有資格者の採用及び組織の中核を担う職員や次世代を担う職員の育成に取り組みました。令和3年4月1日時点の本会固有職員は358人、平均年齢は43.8歳、20歳代が20.7%となっています。

人材確保については、定年退職者数などを勘案し、地域福祉の推進に必要な職員確保のため、有資格者を対象とした採用試験を実施するほか、より多くの学生に本会を知ってもらうことを目的とした「法人説明会」や、区社協訪問を含めた「内定者説明会」を複数回開催しています。さらに、市・区社協で嘱託職員として一定経験を積んだ優秀な職員を固有職員に登用する「内部登用制度」を平成30年度から導入しています。

職員の育成については、福祉の専門職として、各階層に応じた知識やスキルの習得、さらにはより高い専門性及び資質向上を図るため、本会職員で構成する研修検討委員会で検討し、平成29年3月に本会独自の職員研修体系を策定し、毎年、同研修体系に基づいた研修を実施しています。また、次代を担う職員の育成に向け、「新規採用職員研修」についても、社協職員としてだけでなく、組織人としての基本の習得や社会福祉施設実習を取り入れるなど、毎年、研修内容を見直し、充実を図っています。また、入職2～3年目の職員が主体的に学ぶ場として、「社協若手職員学習会」を平成26年度から開催し、「企画委員会」など職員が自ら企画・運営する仕組みを取り入れて学びの場を継続しています。

また、市・区社協の全職員が地域福祉を推進す

大阪市社会福祉協議会職員数推移(各年7月1日現在)



※市社協固有職員、市派遣職員、市OB職員等とする
ただし、平成18年度から再雇用嘱託職員を含む。

るにあたり、住民主体の理念に基づき、社協職員としての共通の価値観や基本的な考え方を共有するため、全職員から求めた意見をもとに「大阪市社会福祉協議会・区社会福祉協議会 職員行動指針」を令和2年1月に策定し、全職員が行動指針に沿って地域福祉の推進に取り組む礎と位置付けました。あわせて、令和元年度から「職員提案制度」を導入し、実践報告や提案を発表する「法人発表会」を開催しています。



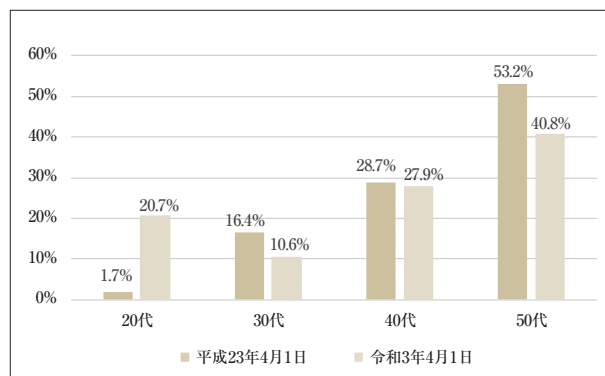
翌年度の就職内定者と先輩職員との意見交換
(平成29年8月)

4 財政基盤の強化

平成24年7月の「市政改革プラン」に基づき、補助金総額の25%削減や委託事業の公募化などに対応するため、組織としてさらなる財政基盤の強化を図ることが必要となりました。

これに伴い、財源の確保に向けて、地域福祉の推進に必要な事業は積極的に受託するとともに、賛助会員や広告料収入の拡大に向けた取組みを進めました。一方で、給与減額や退職金制度を見直したほか、講師謝礼金及び委員報酬など基準の見直しや入札基準を見直すことで、限られた財源を有効に活用すべく経費削減に努めてきました。

本会固有職員年齢別構成



5 組織の透明性と信頼性の確保

地域福祉を推進していくうえで必要な事業を受託するため、これまで以上に、組織の透明性と信頼性の確保が重要となりました。本会では以前から、理事会機能の活性化や情報公開制度の充実、コンプライアンスの徹底、内部監査の導入や事業計画・報告、資金収支計算書などのホームページでの公開に努めてきました。さらに、社協活動の見える化を図るため、平成25年10月に本会広報誌「大阪の社会福祉」をリニューアルし、平成26年7月に社協活動紹介DVDを制作したほか、平成27年度にはホームページをリニューアルするなど、市民にわかりやすい情報公開と発信を強化してきました。

また、平成29年4月に社会福祉法が改正されたことに伴い、定款変更、理事会・評議員会の役割の明確化、評議員選任・解任委員会の設置、内部管理体制の基本方針の策定、さらに会計監査人を設置したほか、令和元年度から随時施行された「働き方改革関連法」に伴い、職員就業規則を見直すなど、さらなる組織の透明性と信頼性の確保に取り組みました。

今後も、社会情勢の変化に対応しつつ、社協としての役割を果たすため、組織基盤の強化を図っていきます。

1 私たちは、住民一人ひとりが、排除されることなく、その人らしい、つながりある暮らしを実現できるよう、困りごとを受け止め、寄り添い、尊厳と自己決定を尊重し、支援します。

- ①社協は「あらゆる生活課題に関する相談を受ける窓口」とであるという自覚をもって、困りごとを受け止めます。
- ②「ここに相談してよかった」と思われるよう、相談者に寄り添い、丁寧に対応します。
- ③制度や事業の枠にとらわれることなく、課題を見逃さず、本人の思いや願いを実現できるよう支援します。

2 私たちは、互いに支え合える地域づくりに向け、積極的に地域に出向き、住民の地域福祉活動への参加・参画を広げ、住民主体による地域福祉活動の実施とその継続・発展を支援します。

- ①幅広い世代の住民が、誰もが暮らしやすいまちづくりを「自分ごと」と捉え、実現に向け、具体的な活動が実施されるよう働きかけ、その活動を支援します。
- ②地域に出向き、信頼関係を築きながら、地域住民の暮らしにくさの課題の解決を目的とした「話し合いの場」「学びの場」「活動の場」づくりを支援します。
- ③活動の支援や事業を実施する際には、「誰のために」「何のために」「どのような成果を期待するのか」を明確にして取り組みます。

3 私たちは、地域福祉にかかわる人々と多様な団体・組織が、地域の福祉課題を共有し、その解決に向けて、連携・協働により取り組めるよう支援します。

- ①個別支援で把握した地域づくりに向けた気づきや見えてきた課題を、必要な事業や活動・しくみづくりへとつなぐよう、担当業務にあたります。
- ②地域福祉の充実に向け、行政をはじめ多様な団体・組織と福祉課題を共有し、その解決に向け、それぞれが役割や機能を発揮するよう、その調整に努めます。
- ③住民主体による地域福祉を推進する民間団体としての強みを生かし、豊かな発想と柔軟な姿勢で取り組みます。

4 私たちは、自己研鑽を重ね、チームワークを大切にし、複雑・多様化した福祉課題の解決に向け、創意工夫を持って業務を遂行し、信頼される社協職員をめざします。

- ①地域福祉を推進する専門職として、すべての職員が、常に自らの能力の向上に努め、地域福祉の基盤づくりの役割を担います。
- ②地域における福祉課題は多様化・深刻化しており、その解決に向け、社協総体で取り組みます。
- ③社協職員一人ひとりが求められる役割を自覚し、担当する業務によらず、連携した支援ができる環境をつくり、積極的に業務を遂行します。

5 私たちは、法令を遵守し、地域住民・関係団体にとって、地域福祉を推進するパートナーであり続けるよう、対話を大切にし、その存在意義や役割が広く認識されるよう常に自覚をもって行動します。

- ①組織の信頼性を高め、充実した支援が行えるよう、コンプライアンスを徹底し、行動します。また、説明責任を果たし、情報公開に努めます。
- ②社協の価値や信頼性、役割の認識を高められるよう、積極的に情報発信します。
- ③地域住民や関係団体との信頼関係を築き、対話を大切にし、地域福祉の大切さや社協の役割などについて、相手にとって分かりやすい言葉、伝わりやすい方法で伝えます。

6 私たちは、災害発生時においても、住民一人ひとりができるかぎり早期にふだんの暮らしを取り戻せるよう、組織の役割を理解し、日頃から意識と知識を持って、支援します。

- ①災害発生時には、いち早く行動できるよう、災害対応マニュアルを活用し、公私ともに災害に備えます。
- ②災害対応や災害時を想定した訓練を定期的実施し、組織として連携した対応ができるよう全職員が主体的に考え、取り組みます。
- ③災害発生後、事業の利用者・関係者をはじめ、地域住民の暮らしを支える視点を基本とし、組織として、柔軟に行動します。

新型コロナ ウイルス感染症 の影響と社協 の取組み

令和元年末ごろから徐々に広がりを見せ始めた新型コロナウイルス感染症は、世界各国で感染拡大し、令和2年1月30日にWHO(世界保健機関)が緊急事態を宣言しました。

令和2年3月2日から、全国一斉の臨時休校が要請され、4月7日には大阪府に一度目の緊急事態宣言が発出されました。その後、一旦は感染者数が減少しましたが、令和3年1月13日に大阪に二度目の緊急事態宣言が発出され、以後令和3年9月までに4度の宣言が発出されました。

感染防止のための外出自粛や「3密(密閉・密集・密接)」の回避などは、つながりを大切にしてきた社協活動や地域福祉活動に大きな影響を与えました。

また一方で、新型コロナウイルス感染症によって新たな生活問題・経済問題を抱えた人が増加し、市・区社協総体で支援に取り組みました。

1 コロナ禍での社協活動

新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、飛沫感染や接触感染への対策として、密閉・密集・密接の「3密」を避けるなど、「新しい生活様式」が求められました。新型コロナウイルス感染症の拡大当初は、地域福祉活動の中止や開催方法の変更、各種会議の中止を余儀なくされました。

一方で、見守り活動や安否確認活動を止めないために、令和2年4月から大阪府からの交付金を受けて「外出自粛高齢者・障がい者等見守り支援事

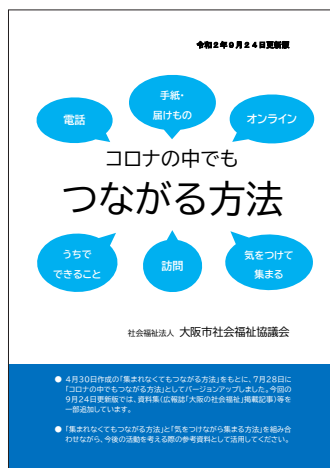
業」を市・区社協で実施し、地域活動者やボランティアとともに、支援を必要とする人への訪問活動や配食をおこないました。

6月には本会でも初めてオンライン会議を導入し、それ以降、オンラインツールは各種会議での使用にとどまらず、地域福祉活動にも徐々に活用されはじめました。

このようななか、本会では、コロナ禍での地域福祉活動に一定の指針を示した「集まれなくてもつながる方法」を4月に、これを改訂した「コロナの中でもつながる方法」を7月に、その更新版を9月に作成しました。これらは、地域でつながりを絶やさないために、自分たちの活動についてそれぞれが話し

合いの場をもつことを勧めるものであり、コロナ禍での地域福祉活動において、共通認識を形成することにつながりました。

令和2年11月には、感染予防対策を学び、地域に伝えていくことができる



コロナの中でもつながる方法

よう、区社協職員研修「新型コロナウイルス感染症の理解と活動再開への支援」を開催し、正しい知識の共有と、区・地域の状況に合わせた活動再開について考える機会を設けました。

本会事務所においても、感染防止対策として事務所内へのアクリル板の設置や、時差勤務の導入、マスクなどの物資を確保し、在宅勤務などの体制も整備しました。

2 外出自粛高齢者・障がい者等見守り支援事業

「外出自粛高齢者・障がい者等見守り支援事業」では、コロナ禍で高齢者や障がい者などが孤立状

「外出自粛高齢者・障がい者等見守り支援事業」市社協・各区社協の取り組み

① 民生委員・児童委員の協力による電話・訪問などによる安否確認	52,285人
② 啓発物品（タオル・相談窓口チラシ）の配付による見守り	46,750人
③ ふれあい型食事サービス、みんな食堂対象者への配食	50,965食

態に陥ったり、不安を抱えたまま暮らしたりすることがないように、見守りや安否確認を強化する取り組みを展開しました。

民生委員・児童委員の協力による電話・訪問などによる安否確認、啓発物品（タオル・相談窓口チラシ）の配付による見守り活動の実施は、コロナ禍でもつながりを途絶えさせない取り組みとなりました。

また、ふれあい型食事サービス、みんな食堂（こども食堂含む）対象者への配食をおこない、安否確認に取り組みました。こうしたなかで、これまで食事サービスを実施していなかった地域が、この事業を契機にテイクアウトを組み合わせた活動を開始するなどの広がりも見られました。

加えて、各区の実情に応じた衛生物品の配付や安否確認・訪問活動など、区社協独自の取り組みが

おこなわれました。

また、住民及び地域活動者を対象に調査をおこない、コロナ禍における市民生活や地域福祉活動の実態を明らかにし、調査結果をホームページ上に公表しました。



外出自粛高齢者・障がい者等
見守り支援事業報告書

3 新型コロナウイルス感染症特例貸付、生活困窮者自立相談支援窓口などの対応

国が令和2年3月に、「新型コロナウイルス感染症特例貸付」の実施を発表して以降、感染拡大の

長期化による経済的困窮は一層深刻な状態となり、令和3年10月時点でも同特例貸付は延長実施されています。受付窓口となった区社協は、電話や来所による相談、郵送による申込みなどへの対応に追われ、社協総体で職員の応援体制を組み、対応を続けました。

また、国の住居確保給付金の支給要件緩和を受け、生活困窮者自立相談支援窓口での相談件数も著しく増加しました。

4 コロナ禍の先に向けて

令和3年3月策定の「第2期 大阪市地域福祉活動推進計画」では、コロナ禍による変化や見えてきた視点を盛り込みました。また、コロナ禍に限らず、対面での活動や話し合いが難しい状況でも、つながりを絶やさない・あきらめないために、ICTを活用したさまざまな試みが見られるようになりました。令和3年度はこれをさらに広げ、深めていくことをめざした取り組みを推進しています。

誰も体験したことがないような状況下で、改めてこれまでの活動を見つめ直し、つながりについて考えた経験を、今後の社協活動に活かしていきます。



コロナ禍での配食活動

数字で見る
市社協・区社協

この10年間で、本会及び各区社協は、着実にあゆみを進めてきました。

ここでは、社協の主要な役割である「ささえる」「ひろげる」「つなげる」の3つに分けて、直近の事業実績を紹介します。

 大阪市社会福祉協議会

70th
Anniversary

設立70周年を記念して作成した市社協・区社協の紹介冊子

数字で見る市社協・区社協

ささえる

各事業における相談件数（令和2年度）

見守り相談室

62,561 件

地域包括支援センター

177,366 件

※区社協受託25か所

あんしんさぽーと事業

2,728 件

※契約件数

生活困窮者自立相談支援事業

16,394 件

※新規相談件数／区社協受託23区（共同体含む）

見守り相談室から
要援護者情報（名簿）を提供した
地域数及び名簿登録者数（令和2年度）



地域数

333 地域

※連合振興町会数



名簿
登録者数

81,459 人

市民後見人バンク
登録数（令和3年3月末時点）

286 人



Ⅱ

この10年間のあゆみ

ひろげる

区ボランティア・市民活動センターボランティア登録数 (令和3年3月末時点)

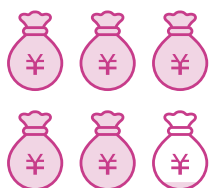
個人登録

団体登録

3,107人 1,023団体



善意銀行の預託金額・件数 (令和2年度 市社協・区社協合計)



金銭預託

232件

(62,810,851円)

物品預託

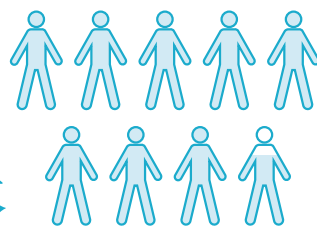
273件

賛助会員数 (令和2年度 市社協・区社協合計)

個人会員

団体会員

7,578人 1,245団体



大阪市社会福祉研修・情報センター
研修受講者数 (令和2年度 延べ人数)

4,043人



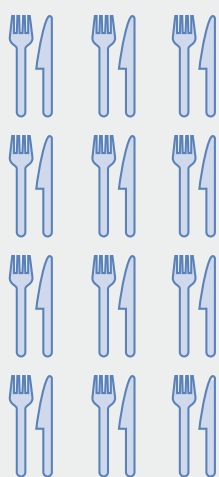
災害支援に係る派遣職員数
(平成23年3月～令和2年3月)

229人



つなげる

地域福祉活動の実施数 (令和3年3月末時点)



市内の地域社協数

326 地域

食事サービス

291 地域

ふれあい喫茶

300 地域

子育てサロン

280 地域

※コロナ禍による休止中・形態変更の活動も含む

広報誌発行部数・ ホームページアクセス数 (令和2年度)

広報誌

952,000 部

市社協ホームページアクセス数

800,811 件



「地域こども支援ネットワーク事業」 登録活動団体数 (こども食堂や学習支援)

176 団体



「介護予防ポイント事業」 活動登録者数 (令和3年7月末時点)

2,991 人

